

平成30年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成30年9月10日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第40号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
第41号議案 平成30年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第42号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第43号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成30年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成29年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成29年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成29年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成29年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成29年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第3 決算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 都築一三君 |
| 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 | 10番 大嶽弘君 |
| 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 | 13番 丸山千代子君 |
| 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 | 16番 杉浦あきら君 |

欠席議員（1名）

- 7番 鈴木雅史君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 成瀬敦君 副町長 大竹広行君

教 育 長	小野伸之君	企 画 部 長	近藤 学君
総 務 部 長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建 設 部 長	羽根淵闘志君	教 育 部 長	志賀光浩君
消 防 長	吉本智明君	教 育 部 次 長	牧野宏幸君
		兼学校教育課長	
建 設 部 次 長	佐々木 要君	会 計 管 理 者	林 敏幸君
		兼出納室長	
消 防 次 長	小山哲夫君	監 査 委 員	山下 力君
兼消防署長			

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで、御報告いたします。7番、鈴木雅史議員は、自宅療養中のため本日の会議を欠席する届け出がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため、出席を求めたものは理事者15名であります。なお、地方自治法第121条の規定により、監査委員の出席を追加いたしましたので御了承願います。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を11番 池田久男君、12番 笹野康男君の御兩名を指名します。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第40号議案から第45号議案までの6件と認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。発言は会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁の時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第40号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） お願いします。議案番号40番の町民会館費工作物撤去移設工事についてお聞きします。

まずは、この工事の必要性和必然性ですね。なぜこれが必要で、また、これがなぜ、その必然性があるのかということについて、その要因となった事象についてお伺いしたいと思います。

なぜ工事が必要になったのかと。今までの既設の施設そのものに何か物理的な不都合があるのか。そのまま使用すればどのような不都合が予想されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 工事の必要性、必然性等々の要因についてのお尋ねでございます。地権者から提訴をされました土地明け渡し訴訟におきまして「町が設置した工作物等を収去して、本件各土地を明け渡さなければならない。」という判決がなされました。工事を実施し、土地を、それに伴いまして工事を実施し、土地を明け渡す必要性が生じたところでございます。

この土地明け渡し工事という大がかりな工事をすることになった要因としましては、さまざまな過去における経緯、さまざまな問題があると思われませんが、まずは一つに、この事業、ハッピネス・ヒル・幸田の整備事業自体を土地について買い取りではなく借地事業を行ってきたことが一つ。また、その借地の上に工作物を設置してしまったことが一つ。また、建設当初の地権者、現地権者のお父様でございますが、当初の地権者とは良好な関係があったことをいいことに長年の間、借地のままにしておったということ。そして、そこへ相続が発生して、現地権者との良好な関係が築くことができなかったことが重なって、そのまま使うことができなくなって明け渡しというようなことになったかと思えます。

また、現施設で不都合があるのかという点でございますが、既設の施設そのものに物理的な不都合はございません。今のまま土地を利用することについて、物理的にも法や条例上も何ら問題はございません。あくまで裁判において土地を明け渡しよう判決が出されていますので、現状のまま使用することができないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） 今、その法や条例上問題はないというふうに言われました。法や条例上そのまま使用すると、どのような不都合が具体的にあるのかという部分もお答えになったと思いますが、その解決方法として、工作物撤去移設工事以外の選択肢はなかったのか、それについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 法や条例上問題がない、そのまま使用することについて不都合という点におきましては、先ほども申し上げましたが、平成25年3月31日をもって、賃貸借契約は終了しているとされ、土地を明け渡すよう判決が出されていますので、現状のまま使うことができないという、この一点でございます。

また、今回の移設工事以外の選択肢はなかったのかというお尋ねでございますが、工作物撤去移設工事以外の選択肢といたしましては、一つは借地契約の継続をして、そのまま貸していただくということ。そして、もう一つは土地の買い取り等が挙げられますが、あらゆる手は尽くしてきた。借地についても購入をさせていただくこと等につきましてもお願いをしてきたところではございますが、結果的には地権者の方との折り合いがつかず現時点に至るということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） あらゆる手を尽くしてこられたと言っておられますけど、結果がこういうふうになったことですので、それが手を尽くしたかどうかの問題なのですが、この話し合いの過程で、和解による解決方法をなぜ取ろうとしなかったのか。和解の方法は何回でもチャンスはあったはずだと思いますが、その点についてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 土地を明け渡すことになってしまった本件の土地については、長年借地契約の継続や買い取り協議について何度も何度も地権者の方と話し合いをしてきた経過がございます。そして、今、議員から御指摘のありました和解についても、もちろん試みてきました。裁判における調停の中でも、裁判官から土地の買い取り協議の和解を持ちかけられまして、幸田町といたしましては、和解協議に応じる意思を示したところではございますが、相手方がその和解協議を拒否されたということで、残念ながら不調という結果になったという経緯もございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） 行政の基本的な姿勢として、まずは、より税金を使わない方法、より税金をなるべく使わない解決方法をとろうとするのが、僕はこれ、行政の大事な考え方だと思うのですよね。そうして見ると、その裁判で三連敗ですよね。そうでしょ。敗訴三連敗というのですか、こう何かほかに打つ手はなかったのかと、本当に行政として三連敗というのが起きないようにするため、何かなかったのかと、ほかにという部分をお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 行政の基本姿勢として、まずは、より税金を使わなくて済む解決方法をとるのが大切であるという議員のお言葉、まさに議員の言われるとおりであると私も思います。幸田町といたしましても、できる限り公費の支出が少なくなるよう事

務を進めているところでございます。敗訴三連敗というふうに言われましたけれども、実質敗訴をいたしましたのは一審のみで、それもその中の明け渡し、明け渡せという部分について実質的に町として不利益な結果が出たということで、その他については相手方の請求は全て退けられておるような、内容的にはそういうことでございます。

その後の二審、三審については幸田町は控訴したわけではございません。相手方が控訴及び上告をし、結果的には、その訴え全てが却下、あるいは棄却というふうになってございます。町といたしましては、土地を明け渡さず買い取る話もしております。事実、買い取り価格について、裁判官が間に入り、相手方の意に沿うような価格の提示がなされる寸前まで話が進んだときもでございます。そのときに最終的には買い取ってほしいと言っていた相手方が急遽、気が変わったということで、やっぱりほかの事業に使いたいということで、やっぱり返せということで結果的に断られてしまったという経緯もございます。しかしながら、とにもかくにも、今回の1回の敗訴は町といたしましても非常に大きな敗訴でございます。判決の結果につきましては、非常に重く受けとめておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） まさにこの税金の使い方は、今はやりの生産性のない使い方というふうに言われる分野ではないかなと思うのですよね。今までに撤去しつつ、工事に至るまで、どれほどの費用がかかったのか。裁判費用も含めて総額を概算でいいですのでお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今までにかかった経費でございますが、今、概算で申しわけございませんが、まず、訴訟に関する費用、代理人弁護士等へ払うお金、それが細々したものを入れまして約900万円。今後、実施設計業務の委託料が、お願いをしております984万6,000円。それから、工事費で約1億。それから、その工事に伴う管理費で350万円等々を予定しております。平成24年度に訴訟を起こされてから、土地明け渡しに関して町が主に支出した金額、それから、今年、来年に向けて支出することになる金額、合計しますと約1億2,200万円余りというふうに見込んでおります。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） 新しく作り直す施設のために、今年度補正予算以外にも総額で幾らの税金を投入するかというのは今、お聞きした内容かと思いますが、この今回のような、先ほどちょっと生産性のないというような言い方をしましたが、今回のような、この工事に対する税金の使い方というのは妥当なものなのかと。こういう使い方というのは町として努力は不足してないかという部分について、町民に対して、その妥当性をどのように表現されるのかと。しょうがないことだと言っちゃうのか、それでおしまいなのか。その辺について、町民にとって、この1億何千万円という費用はどのように説明をされるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員のおっしゃる趣旨、十分わかります。地権者とは、何でも話し合いの場を設け、土地の借地契約継続、あるいは買い取り協議ということをしてお

り、まことに残念ではありますが、結果的に折り合いがつかなかったということで今日に至っております。町としても、いつまで、この不正常な状態を続けるよりは判決に従い、土地を明け渡すことのほうが最善であるとの判断から、土地の明け渡し工事を実施するものであります。そういう点で、町としてはやむを得ない苦渋の選択であり、そういう観点におきましては必要な公金支出であるというふうには言わざるを得ないということをおもっております。先ほども、要因の一つに借地行政の危うさにも触れさせていただきましたが、過去にはそのような状況もやむを得なかったというような経緯もあるかもしれません。また、それをやったことによって、少なからず、その恩恵もあったかと思えます。しかしながら、今回の件を教訓に今後一層借地の解消に努め、二度とこのような問題が起こらないよう、適正に事務を進めてまいりよう努力していきたいというふうにおもっております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） 経過についても説明をいただいた中で一番感じることは、お互いにその意地の張り合いだったか。意地の張り合いで1億3,000万円だと、それはおかしな話だということをおもったので、今後そういうことのないように努めていただきたいと思っておりますので、最後に一言をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 意地の張り合いであったかどうかというのはちょっと取りようによっていろいろあるかと思いますが、とにかく結果的には議員おっしゃるように本件について一番好ましいところで落とせなかったということに伴って多額の町費を投入することになったということは事実でございます。そういう点では、先ほども申し上げましたように二度とこういうことが起こらないように、思いを新たに今後の事業に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 私からは補正予算書の12ページ、13ページ、55款教育費についてであります。

今回のこの補正予算の関係の資料もいただいておりますけれども、内容が全く、この予算書と同じ内容でありまして、済みませんが若干説明をお願いしたいと思います。

まず、55款、15項、10目の学校管理費の家具固定器具購入費、これ小学校のほうに200万円、中学校が100万円ということで合計300万円になると思っておりますが、これについて、この家具というのは、家具固定器具というのはどのようなものなのか説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回は補正をお願いいたします家具固定器具と申しますのは、各小・中学校内にごございます各種いろいろなロッカーですとか、ケースですとか、棚等の転倒防止のため、壁に固定するためのL型の金属製の器具でありますとか、あるいは

上下に積んだロッカー同士をつなぐ連結金具等、そのようなものが主なものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） もう既にこういった対策はとられておるといふふうに思っておったわけでありましてけれども、この地震が起きてから、この先生方も学校に見えたときに、ロッカーの下敷きになってけがをする、あるいは亡くなってしまうこともあるのですが、そういうことがあったときに、児童・生徒は大変困るわけでありましてね。そういう意味で先ほど申し上げたように阪神淡路でも既に二十数年前に教訓としてあったことが、いまだに行われていなかったということに対して非常に残念に思っております。その一つは、やはりこういったものの固定には、やはりこの難しい部分もあるのではないかというふうに思って、その対策を立てておられたのだろうというふうに思いますが、今回、実施していただくことになりました、この方法、それでしっかりとこのできておるかどうか、こういうことのチェックも必要ではないかというふうに思いますが、その検査体制はできてみえるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 過去において、近年においても数回の大きな地震が来て、大きな被害も出ておるといふ経緯がある中で、まだ対応がしてなかったこと、御指摘いただきました。この点については申し開きようございませぬ。申しわけございませぬ。

また、今回、家具固定器具につきましては、それ自体、固定の手間込みで調達をいたします。固定完了後は現場にて、職員が立ち合いの上、固定のぐあいと安全確認をしたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） しっかりと固定をしていただけるということで、まず安心をいたしました。

次に、同じく55款の15項、10目の学校管理費なのですが、空調設備設置工事費調査設計業務という、この委託料がありますが、この1,300万円の設計業務の調査設計業務というのはどのような業務なのでしょう、御説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回、補正をお願いいたします調査設計業務の中身でございますが、主には空調設備設置に当たって、電気式とかガスヒートポンプ式とか、いわゆる空調方式の比較検討とあわせて、配管や室外機の設置等に係る現地調査等です。また、工事費の積算、工事図面の作成等、通常の実設計業務というようなことを考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そうすると、調査と、まず調査をして、それから実設計に入るといふことかなと思うのですが、これ、中学校費も入ってますので、中学校費のほうは600万円ですから、これどういふふうに調査を進められるのか、もう少し詳しくお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほど中学校費でも600万円をお願いしておるところでございます。予算の支出科目上は小学校費、中学校費と分けさせていただいておりますが、実際の執行に当たっては、業務執行、業務の発注に当たりましては、小・中学校、全9校分を一括して合わせますと1,900万円の補正をお願いになっているわけですが、1件の事業として発注をするという予定であります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 私が心配しますのは、前回、伊與田議員の質問でもあったわけでありまして、この設計業務の完成というか、成果のほうが出てくるのが最後、来年の、今年度末ということで3月ぐらいになってしまうのだらうと思うのですが、工事は来年度執行することになりますので、予算はもうちょっと早く計上しないと来年度予算間に合わないのじゃないかというふうに思うわけでありまして、この辺のことは大丈夫なんでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今、議員おっしゃったとおり、実施設計の完了が3月ということを見込んでおりますので、大変恐縮ではございますけれども、平成31年度当初予算の計上に当たっては、工事請負費については設計士、請負業者ともよく詰めた上で、設計完了前ではございますが、ニアリーなところで、概算金額で要求をさせていただいて、来年度着工に支障がないように予算措置をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 一応、調査した段階で大体の概算で設計金額といたしますか、工事費、来年の予算計上がなされるということかなというふうに思います。予算計上ですから、なるだけ実際に必要な額、これを算定していただくようお願いしたいというふうに思います。

次に、同じく55款、25項、17目町民会館費の工作物撤去移設工事、これ4,000万円。これについては、先ほど中根議員からも質問がありました。私からはこの工事の実際の手順、これ一応、実施設計は既にできておるのだらうというふうに思いますが、こういった手順で進められるのかについて説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、エアコンの予算要求につきましては、議員の言う趣旨を十分理解しております。実施設計の完了を待ってから要求ということでは間に合いませんので、御趣旨をよく酌み、本当に設計士とよく詰めた上で、大幅なずれのない概算要求をできるように努力してまいりたいと思います。

それから、町民会館にかかわります工作物の撤去移設工事にかかわる内容・手順ということでございますが、工事の概要につきましては、ハッピネス・ヒル・幸田北側駐車場のうち、最北の西側でございます現状のコンクリート製の調整池を取り壊しまして、その東側の借地を今回購入いたしました。そこで、その低い土地、現状の調整池の道を挟んだ東側で、一番低い土地に新たにコンクリート製の調整池を設置し、その後、西側の当該、問題になっております3筆、当該土地を明け渡すというものでございます。

明け渡しに当たっては、そこをお借りした平成5年当時の形状に戻す、いわゆる原形復旧、これが基本でございます。当該土地内にあります調整池を初めとする全ての工作物を撤去し、可能な限り当時の状況に戻して、お返しをするという予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 手順としては、最初に新しいものをつくって、機能は保持しながら、現在のやつを壊すということになるかと思えます。その手順については、その地権者を調整というのは詰めておられるのですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回のその事業を進めるに当たっての地権者との調整ということでございますが、現状に戻して返還をしていきたいということは今年度当初に地権者に対して御案内をさせていただいて、こういう形でお返しをしたらいかかという説明の場を設定いたしました。直前になって来られなかったということで対面での御説明はさせていただいていないという、できていないというのが現状ではございます。

今回行うことは裁判での現状に戻すという、明け渡しという判決に基づいて行うことでございますので、まずは町としては、その判決に従って極力現状に近い形にして、こういう形というお返しをするということを粛々と進めていくというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この工事の進め方、それからどういう形でお返しするかということについて、この地権者との話がまだできてないということは非常に不安を感じます。その辺について、しっかりと地権者の方の了解を得て、工事を進めていただかないと途中で中断というようなことも起きてしまうのじゃないかということも考えられます。その辺しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

その工事をするにつきましては、やはり、その材料とか工事現場に出入りする車両とか、いろいろなスペースが要ると思います。今現在のこの町民会館の駐車場自体が不足状態になっている中で、こういった工事を行うことによって、また相当の駐車スペースがなくなっていくわけです。工事中は特にそうだと思いますが、そういったところの駐車場に関する対応というのは、何か考えてみえるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まずは、土地の明け渡しに向けた地権者との調整をしっかりとという御提言でございます。確かに一番、私どもも心配する部分ではございますが、なかなか話し合いの場に乗ってこられないというか、うまくいかない部分がございます。そういう前提の中で、どのように町として事業を進めていくかということについては、少なくとも法律上等、誤りがないようにということで弁護士の御指導もいただきながら対応を誤らないように努めてまいりたいと思います。

それから、駐車場の件でございます。議員、御心配いただいておりますとおり、現状での夏祭り、産業まつり等々の際におきましては、駐車場の不足ということで多少なりとも近隣の方に御迷惑をかけておる状況がございます。その中で、返還、今回明け渡し部分については、最前からもう使えない、進入、ロープを張って使わない状況にしてお

ると言う状況でまず一段階、駐車場が減っておると。それから、今回、その東側に新たな調整池を建設するというので、その部分が丸ごと使えなくなるということ。そこが既に70台ぐらいかなというふうに思うのですが、それが減ると。そして、当日の車両ということで、少なからず出入りがあるということで、駐車場については確かに私ども心配しておりますし、町民会館の現場からも危うぶ声を聞いております。減る部分についてはもう仕方がない、やむを得ないということがございます。あとは、それをどういう形でフォロー代替を求めていくかというのは、また、よく検討させていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 工事も1億という、非常に大きな工事になるわけでありまして。期間も相当かかるとお思いますので、その間の駐車場対策をしっかりと考えていただきたいと思っております。

それで、次に55款の30項、15目、トレーニング用器具の購入費、当初162万円の計上があったわけでございますけれども、今回これ追加されるというのはどういう理由なのでしょうか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 御指摘の162万円の当初予算につきましては、エアロバイク3台の購入予算でありまして、既に6月4日に購入済みでございます。実際にもう既にトレーニングルームの利用に寄与しており、利用者の方にもとても喜ばれておるところでございます。この買ったのがエアロバイク3台ということです。

今回の追加補正をお願いしました99万4,000円と申しますのは、まだ使用できるであろうというふうに判断をしておりましたランニングマシン1台、ベルトの上で走るようなランニングマシン1台が7月16日に想定外に故障をしまして、維持管理業者に見ていただいたところ、もう修理不能というふうに判断されましたので、今回、急遽更新をさせていただくものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 急遽ということだそうですが、機械というのは大体耐用年数というのは決まっていると思うのですが、それを予測できなかったということは仕方がないかなと思うわけですが、こういうトレーニング用のものは、利用される方はトレーニングですから、毎日、使いたいなということを思ってみえらると思っております。この99万4,000円、これは今回の補正まで待たなきゃできなかったのか、予備費とか流用とか、そういう方法はなかったのでしょうか。もう少し、こう素早く、購入をして、利用者の方に利便を図るというお考えはなかったのでしょうか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） プールのトレーニングルームのトレーニングの機器につきましては、議員おっしゃるとおりでございますが、トレーニングルームの現場の人とも話をしながら、基本的には古くなったトレーニング機器が数ある中で、利用頻度が高かったり、ふぐあいが多いいものから計画的に更新をしていくということで現場と話し合い、調

整をしていく上で、例年当初予算に乗せさせていただいておるところでございます。

それで、今回故障した1台が目を抜けて、修理不能の状態です。急遽故障してしまったという状況に陥っているというのが現状でございます。そして、今、御指摘いただきました予備費だとか流用だとか、ほかの手だてを使って、この議会を待たずに、早く手を打って、利用者の不便をおかけしないようなことはすべき、できなかったのかということでございますが、基本的に予備費につきましては、支出科目において、予定外の支出や予算を超過した施設のために準備しておく費用でございます。現予算で対応し切れない場合に検討の上、充当する予算でございます。また、昨年度も同様に追加補正の形で対応させていただいた経緯を踏まえますと、今回も予備費を使ってということではなく、事情等、内容を説明、直近の定例会にて事情を御説明の上、追加補正をお願いし、御承認をいただいた上で対応していくことが妥当であろうということで、現場での利用者には多少遅くなって不便をおかけするところでございますが、一応、そういう考え方で今回の定例会を待ったということがございます。

また、利用についても考え方は基本的には同じでございますが、今回については他の施設から利用してくるだけの他の予算もなかったという事情もございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 款内流用はできたと思うのです。中学校の建設費ですね。補助残、補助じゃない入札、落札の後の非常に金額的には少なかったけど100万円ぐらいはあったのじゃないかなというふうに思うのですよ。本当に利用する人のことを考えながら、いかに早くやるか、早くこれを対応するかということを常に考えながらやっていただきたいというふうに私は思っています、お願いをしております。

次に、60款、20項、15目であります。

社会教育施設災害復旧事業、この地震のありました、この7月の地震。これで割れた図書館のガラスの本復旧ということだと思いますが、どんな復旧のされ方をするのか伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） トレーニングルームで使用不能となった機械の更新について、利用者へ御迷惑かけない最速の道を検討すべきではないかという御提言をいただきました。ある意味、ありがたい御提言であります。その時々、内容ですとか、そのときの状況等勘案して、そういうことを十分参考にさせていただいて対応を考えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、図書館の災害復旧に係る工事内容についてのお尋ねでございます。図書館の早期の再開に向けて、破損した箇所にはベニア板をガラスの代用として使い、利用者の転落や物の落下を防止する板を設置すると地震被害の仮設工事を発災直後に施工したところでございます。今回は、最終的な復旧工事といたしまして、仮設した、その窓ガラスの代用のベニア板を元のガラスに戻す工事を実施いたします。まず、今回の反省を機に今後の地震被害対策といたしまして、吹き抜け部、図書館中央の吹き抜け部分の2階にございます窓ガラスについては、全て飛散防止を張るという工事もあわせて行います。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この割れたガラスの状況を見に行きましたら、大変厚いガラスだったわけです。まさか、これが割れるという想定はされていなかったのだらうと思います。しかし、このガラスというのはしよせん割れるのだということの教訓が得られたわけですが、かなり厚いガラス、これ割れると、このみじんと言いますか、細かいガラスの破片みたいなものになって飛び散るといふ、そういうことをいろいろな防災センターの映画といふか実況で見してきました。非常に恐ろしい状況になります。今回、この応急措置的に災害復旧ですので、これしかなかったかなといふふうに思いますが、ガラスのそういった一般の方が通行、通られる、入られる、そういうようなところが、やはりアクリルとか、こういう樹脂製の割れない、割れにくい、そういう素材でやり直すといふことが必要ではないかなといふふうに思いますが、その辺のお考えはどうなのでしょう、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 4月14日の土曜日に発生しました。本町では震度4という地震によるガラスの破損が起きたわけですが、その原因の究明と再発防止策につきまして、図書館建設当時の設計管理者ですとか、施工業者であるとか、こういうガラス、サッシの専門業者に指示をして、結果報告も6月29日の時点で受けたところでございます。結果的には、ガラス破損の原因はさまざまな観点から検証したけれども、直接的な原因は解明できなかったという状況でございます。

建物本体としては、震度6でも耐え得る躯体構造であることは再度確認をしております。また、ガラス自体の強度についても伝わっている。具体的には10ミリ、12ミリという、かなり厚いもので相当の強度はあるということは確認をしております。その検討の中、じゃあ、ガラスで囲むではなくて落下防止だけで柵みたいなもので済ましたらどうかと、ほかの素材を使ったらどうかといふようなことも相談はいたしました。そういう中、1階と2階の音の問題であるとか、空調の問題であるとか、さまざまな要因を考えると、結果的にもとどおりのガラスといふところで落ちついたというのが経緯でございます。そして、今回の件を受けて、他の窓ガラス等もチェックをいたしました。基本的に建物の構造、窓ガラスの強度も並みの地震であれば大丈夫と、人的な被害が出そうな部分については強化ガラスが使用されておるとか、飛散防止フィルムを張る等の対策は既になされておるといふところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 人がけがをしたとか亡くなったとか、そういう災害で何か起きないところの対策がなされないといふことは、国や県の話かなといふふうに思っておりますが、幸田町においてもまだ対策は十分できていないといふことは安全・安心、まず第一に考える行政としては非常に心もとないといふことを感じます。ぜひ、この人の命といふのは取り返しがつかない。失ってしまうともう、それをまた元に戻すことはできないものなのです。ただ、お金といふのは、借りたお金も順番に返していけば、いずれは債務はなくなる時期は来るわけです。そういうことをしっかり考えていただいて、人命に関する、ブロック塀だとかいろいろなことを今、やっていただいております。

ども、早急にまだできていない部分、実証していただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 災害への備えという御提言でございます。ありがとうございます。

教育委員会でも災害に備え、それなりの手を打ってきたわけではございますが、今回の図書館なり学校におきます各校等々、恥ずかしながら行き届いていない部分がたくさんあったということで今回の補正を無理にお願いをしておるところでございます。災害に備えて、転ばぬ先のつえということで、そのつえを十分用意するような対応をしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立初雄君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の補正、いずれも新規計上だよ。新規に計上するということは、どこかに見落としがあったということと、もう一つは町長に施政方針、冒頭にどうということが書いてあるかということなのです。まず、その点から答弁がいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回、この施政方針との関係ということでありますけれども、私、この今回の補正予算等につきましては新規事業等々があります。私も新しい公約に基づく中で、一人でも多くの方々に幸せを感じていただけるようなまちづくりということで今回の補正予算等々を組んできたものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 言い手の粗相は聞き手の粗相という形になります。で、町長と言ったときには、私自身は前の町長が30年度予算の対応と施政方針、こういって述べられておる。その中で大きな見出しがつけられているということの前提で、成瀬町長ということではなくて大須賀町長の関係で当初予算に計上せずに今回補正で新規に二つの事業の予算を補正されたということの意味合いについて答弁がいただきたいということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 30年度の予算につきましても、前町長が町民とともに幸せまちづくりということで進めてこられました当初予算でございます。これについて、今回の補正の中で子育て基盤の充実、子どもたちの笑顔あふれる町を目指してということで予算編成が成立されております。そういった中で、今回、30年度予算の中で、今、ここに

ありますように取り組めなかったといえますか、安全・安心対策等で不備があったというようなこと等におきまして、今回、補正というような形で補うような形で今回の予算を組んでおるものが主な内容だと思われまます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、町長が言われた後の下りですよね。子育て基盤の充実で、子どもたちの笑顔あふれる町を目指してと、こういうことで、ここには文字が躍っているわけ。ここには文字が躍っていないながら、当初予算では子育て基盤の充実だという点でいけば、この2つの事業、やってこなかったということなのですよね。そういう点から行けば、まさに文章あって中身なしということの裏返しになるのじゃないですかということの確認でございます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） はい。当初予算におきましては、総計予算資料ということでございますので、見込めるものは当然、当初予算に見込んでおる。今年の事業計画というものを立てて当然見込んでおるということでございます。施政方針にもことしの事業ということでうたわせていただいておりますということでございますが、今回の補正で上げさせていただいた分につきましては、その後、事情が変わって、どうしても補正でやらざるを得なくなったと。特に今回の補正では多くはその災害対応だとか、そういったものが主にあると。それから、今、議員言われました子育て関係。こちらにつきましても、当初予算の段階と事情が変わったということで今回新規計上させていただいたということでございますので、もちろん当初予算で見込めるものは全て見込んであったということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 場当たりもいとこだからな。町長自身が、いわゆる前の町長自身が予算編成の対応と施政方針、こういう中で子育て基盤の充実だよといったときに、いや、これは見落とししておりましたとか、そんなことが何で成り立つ。事情が変わったと、どういうふうに変ったの。当初から書いてあるでしょ。町長の方針はこうだよと。で、途中で町長が逝っちゃったものだから、だけど、逝っちゃったけれども、当初予算には言葉あって中身なしという予算だったでしょということなの。それを事情が変わった、それはいろいろな事情が事情の中にはあっち行っちゃったことも事情ということになるかもしれん。なるかもしれんけれども、あなたの言われたことは、利用者の声を得てと、この予算の説明できますと担当部長は子ども子育て支援事業計画策定ニーズ。ニーズというのは要求ですよ。子育てにかかわるニーズ、要求の調査をするという点からいったときに、本来的にいけば、これは当初予算の施政方針とあわせて出てくる内容だと。もっと言うならば、場当たりだ。場当たり行政だといったときに、じゃあどこに救いを求めていくかといったら利用者の声。一番手取り早くて、自分の責任を曖昧にしながら、いい格好をするという点でいけば、前の町長のスタート位置と全く変わらんという点からいって、じゃあ利用者の声とは何です。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 今回、補正にてお願いをしております内容につきまして

は、子ども子育て支援事業の計画策定にかかりますニーズ調査、それから、多世代交流施設、ことしの4月に開館をした施設でございます。この施設の安全面、それから、至らなかった部分の改修という意味を込めまして補正をさせていただいておりますけれども、この盛り込まれました内容というものが、建設前からいただいております地域住民の方々の声、それから開館以来、来られましたお客様、それから、実際にそこに配置をされました支援員、それから、業者等の意見も踏まえながら、我々職員等の感じたもの、こういったものを土台とさせていただきます、子どもたちの安全のために補正をお願いするものということでございまして、住民の声というもの、利用者の声ということでくくりさせていただいておりますけれども、以上、今、申し上げた御意見、御忠告等が盛り込まれておることということでございます。

簡単に幾つか申し上げますと、まずは議員の皆様方も御存じかと思っておりますけれども職員駐車場、それから施設周りの、のり面、こういったものが崩れて見苦しいというようなこと。それから、地震等がございまして、軒下の板が外れたという案件、こういったものもあります。それから、中で働いておる方々からいただいたものといましては、子どもたちの安全のために設置をしました遊戯室の網といいますか、ネットといいますか、金属製のものなのですけれども、これを安全のために設けたわけでございますけれども、また、これを登るといようなことも御意見としていただいております。あと、ガラス張りの施設ということもございまして、こういったものについても安全面を配慮したいということで今回お願いをするものでございます。

それから、先ほど来、申し上げます子ども・子育て支援事業のニーズ調査ということでございます。前は平成25年度の調査ということでお願いをさせていただいておりますけれども、第一期の計画年度が31年度までということで、新たな計画を作成するに当たりまして必要であるということで今回補正をお願いするわけでございますけれども、国からの指示等におきましては、やるよやるよというような予告はいただいておりますけれども、実際にこれまで、昨年度といいますか、予算作成の段階ではやるよという決定をいただいていたわけでございます。それに基づきまして、今回、決定がされましたので補正をお願いするという形でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 歳入で決定がされたという、どこに書いてあるの、歳入。やるよ、やるよと言って、美人局でね、ずっと今日来たけども、やります、決定されました。決定されたら予算は裏づけがなきゃいかんじゃないですか。当てずっぽうで、こんなものは適当に言っておけばいいということで言っておるとするなら、歳入の中は何だ。その裏づけが、あなたも今言われたように、国がやるやると言っておきながら、美人局をさんざんやらせたけれども、今回ようやくつきましたよというのは裏づけ予算がなきゃならんでしょ。歳出に当たっても300万円と800万円で、特に300万円のほうは策定のニーズ調査だよということが前提ですよということなのだよ。という点から含めていくなれば、どういう声かといったら、それは声を聞くための調査ですよということになる。なるなら、そのような形できちっと対応がされてこなければおかしいじゃない。単独事業ですよ。単独事業としてニーズ調査をしますよということではない。

でしょ。予算の裏づけどこにある。ということと、もう一つは多世代の関係で、安全対策工事だよということですが、健全という点からいったときに、手落ちがあったのかどうなのかということなの。追加の安全ですよ。いや、地震が起きたから、その対応ですよという点でいくと、じゃあ当初の段階から設計の段階できちっと安全対策、これが盛り込まれていなかった設計ということにもなるわけです。たまたま震度4と、そんな大きな地震じゃないわけだ。北海道は震度7ですよ。そういう点からいったら、別に7がいいとか悪いとか言ってるのじゃない。震度4という点から含めて言ったときに、それに耐えるのは当たり前ですよ。設計の中に、それはきちっと盛り込まれてこなければいかん問題ではないでしょうかということと、あわせて、ここの中のいうところの安全対策工事、計画策定ニーズ、改めてきちっと説明をいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずはニーズ調査に関します歳入という面でございますけれども、これに関しましては国からの補助、それから交付金等の措置というものは、本町につきましては不交付団体でございますので、歳入といたしましてのものはございませんということでございます。それから、多世代交流施設に関します安全面での実施ということで、これに関しましては見込みという、安全面に関します見込みと申しますか、これが不足しておったのではないかと申します。我々、建設に関係をいたします職員も事務方でございます。実際の建設等には当然詳しいところはわからないわけでございます。また、子どもたちの安全という、実際のその現場での安全という意味を考えますと、子どもたちを支援しておる職員が一番よくわかるわけでございます。これまでにつきましても業者に直接お願いをいたしまして、細かなところ修繕といえますか、改修といえますか、こういったものはいろいろとやらせていただいております。で、今回はその外回りといえますか、大きな部分で先ほど申し上げましたのり面等の流出、それから駐車場におきます車どめ、これも一つの安全対策ということでございます。昨今はアクセルとブレーキの踏み間違い等によります衝突等もあるわけございまして、こういったことも加味をさせていただきます、車どめ等の設置をさせていただくというものでございます。これに関しましては、確かに我々の見込み違いといえますか、見込みが足らなかったと言われますと、そのとおりかもしれません。狭い駐車場、これぐらいで大丈夫だろうと思っておったものが、やはり車どめ等も必要だというものでございます。それから、そのほかにつきましては、設計に携わっていただいた方々から意向といえますか、ごらんになっておわかりのとおり、施設には雨どいというものが設置をされておられません。こういったもののといをやはり設置したほうが周りの、何て言いますか、雨天のときの歩行ですとか、こういったことも考えますと、といがあったほうがいだろうということといを設置したりですとか、そういったことをさせていただきます。それから、階段等におきましても、階段の板と板の間のすき間、ごらんになられたかと思えますけれども、大人に関してはそこにはまり込むことはないわけであろうかと思うわけですが、小さなお子さんについては頭ごとはまってしまうようなこともあるわけでございます。こういったところに対する安全工事ということで、大きくくりまして安全対策ということで実施をさせていただくというもの

でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、設計業者もさることながら、あなた方自身の技量の未熟さというのが露呈したのではないですか。雨どいはやっぱり必要だったよと、こんなの当たり前の話でしょう。どぼんどぼんどぼんどぼんやったら、下がアスファルトやコンクリートでなかったら穴が掘れますよ。それぐらいのことはわかっておるわけです。そういう点からいったら、技量が未熟ではないでしょうか、あなたも業者も。という点からいったら、いろいろ言われるけど、何ら正当化をするには至らないと。それともう一つは、階段のすき間という点からいくと、もう随分になるけれども、老人福祉センターにエレベーターを設置したよな。エレベーターを設置したときにいろいろな問題があった。言ってみれば、当初は給食配膳用のエレベーターで階段に自動でずると上がっていくような、そういうものまでできた。それじゃあかんからということで、それに手を加えて給食用エレベーターを置いた。改善をしたといったときにどんな問題が起きたかといって、あなた方に言っても、それはまあ、20年、30年前の話といったときに、そこから飛んでくるのは、当初の段階で業者もさることながら、あなた方が発注者だ。発注者の意向がきちっと設計者に伝わっているかどうかと。そして、発注者として利用者の安全、建物の安全、そういうものの物を全て丸投げしちゃってできたものを、ああ、上できだ、上できだと言ってやる。それはずっと今日まで引き継がれている行政の一番悪いところだ。それで何だかんだと言ったって議会に上って行って予算をやっつけば、ああ、あれはええやと言って、何も教訓を酌んでおらんから、こんな問題が、こういう問題が次から次へ出てきます。後追い行政もいいところですよという点から、要はこの2つの事業、ニーズと工事ということで言ったら、やはり私は当初の段階にあなた方自身の技量の未熟さと業者にいいように言いくるめられたと言ったら、御無礼に当たるかもしれないけれども、きちっとした対処・対応という点でいくと、私はもっともっとノウハウ、技量を身につけていただきたい、こういうことをこの補正予算から酌み取るわけですが、あなた方自身、また伊藤宗次がぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃうるさいな、早う終わってくれんかなと6分のことは省こうとするわけ。そういう問題じゃないぞ、どうする。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずは1点目のニーズ調査関係ということでございます。ニーズ関係、ニーズ調査につきましては、第一期の計画は31年度をもちまして満了するというところでございます。我々といたしましてもそれを見込んで、本来であれば計画どおりニーズ調査等を実施していくというものでございますけれども、国等の動向を考えますと今回は補正にてお願いをするということで御了解をいただきたいということでございます。

それから、今回のこの多世代交流施設の工事関係ということでございます。これに関しましては、我々事務方の力不足というものは否めないということで、我々も大いに反省をさせていただいておるところでございます。町内、役場の中でもその後、今後こういう何て言いますか、本来の建設畑ではない部門での建設でございますので、内部調整

をしっかりと、今後新たな建設の場合には進めるということで話し合い等も反省もしております。

それから、我々がノウハウを身につけるということ、これも議員のおっしゃるとおりでございます。子ども目線に立った見方、これも一つのノウハウかというふうに思います。我々はこれでいいと思っておったものが、実際にその場に携わる職員から申し上げますと、我々の思いは全然至っていないと。ここもああして、あそこもああしてということで意見を頂戴しておりますので、そういった意味からも我々が保育士なり教師になるということではできないわけでございますけれども、より近づくように努力をしてまいりたいということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の部長の答弁の中で、いみじくも行政というよりも役所の不一致が出てきたわけ。言ってみれば、セクションが違いますよと、私のところは。私のところのセクションは違いますけれども、建築畑に相談すればよかったかもしれませんけれどもというのは行政の流れ根性だよ。そんなことを何遍言われてる。何遍でも議会で言われてるという点で副町長。あんた、内部調整をする職務がある。今の答弁を聞いて、内部調整が極めて不十分だと。その不十分な実態が今、担当部長から話がされた。あなた、どういう感覚を持った。で、副町長として、どうしなきゃいかんのか。どんな思いをした。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） 副町長の考えということでありますけれども、ニーズ調査につきましては国の動向等をよく注視をしながら進めていかなければならなかったなというふうにも考えております。また、ほっと館につきましても当初からいろいろなことを想定しながら、また、周りのことも想定をしながら考えていかなければいけなかったというふうにも考えておりますし、今回それが非常に不足をしていたというふうになったわけで補正をお願いするということになりました。

また、今後ともこういう事案ある等につきましては、それぞれ今回の場合ですと建設部門等と調整をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 子ども・子育て支援事業計画策定のニーズ調査の委託料300万円についてお聞きをいたします。

平成27年3月に策定された事業計画が平成31年度までの5カ年であるため、平成32年度からの第二期子ども・子育て支援事業計画策定のための調査委託料でございます。ニーズ調査の対象者と対象者数、また、計画の策定までのスケジュールをお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員お尋ねの子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査

ということでございます。

前回25年度に調査を実施してございます。今回のニーズ調査につきましても、規模的には同じものというふうに考えております。まずは未就学児童、ゼロから5歳児の保護者の方2,000名といえますか、2,000票でございます。それから、小学生の保護者2,000票という、トータル4,000票を調査の対象ということで予定をしてございます。それから、スケジュールということもございますけれども、今回のニーズ調査におきましては、今年度中に実施をさせていただくということでございます。31年度につきましても、第二期計画の作成期間ということで1年度を構成してございますので、その事前の調査ということで、年度末までを予定しておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回のニーズ調査は平成25年のときに行ったニーズ調査と同じような規模でということ、未就学児、ゼロ歳から5歳までが2,000、小学生の保護者、両方の保護者ですが2,000で合わせて4,000ということでございます。

今年度中にニーズ調査を行って、来年度は作成期間に入ることでございます。先回もそうでしたが、幸田町の次世代育成支援地域協議会を設置して、幸田町次世代育成支援地域協議会委員の中で計画を策定されたというふうに思いますが、先回と同じような考え方でいいのか、また、それに携わっていただく団体名も先回の第一期のときに行われた委員の中で、当然メンバーは違いますが、団体の中で行っていかれるのかということをお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 今回の計画策定に関しますニーズ調査、これにつきましては先ほど、その数を4,000ということで申し上げました。年度内に作成といえますか、取りまとめをさせていただく都合で、前回とは若干違った点がございまして。それに関しましては、前回は保育園・学校を通じて配付、それから回収ということをしていただいたわけでございますけれども、今回につきましては、期間が短いための郵送での配付回収を実施させていただくというものでございます。それら内容につきましては、前回とほぼ同じ内容で项目的には進もうかというふうに思いますが、今後の国からの指針の示され方によりましては、追加、もしくは変更等の予定等もあろうかなというふうに思います。ただ、もうこれをお願いをしたものが通過をしますと、実施に向けていくということでございますので、その中で変更等が間に合えば実施をさせていただくというものでございます。

それから、この策定に携わっていただく関係者、団体名ということもございますけれども、現在のところは同じようなもので考えております。その内容によりまして追加が必要であれば、また検討をさせていただくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） このニーズ調査の対象者は、先回は今、部長言われましたように、保育園・学校を通じて保護者のところへ調査をお願いしたということでしたが、今回は郵送で調査をやるということでお聞きを今いたしました。ぜひとも、先回もやは

り、その調査の回答は若干少なかったのかな。でも、保育園と学校を通じたからこそ、やっぱり返事もある程度高かったのではないかなというふうに思うわけでありますので、郵送の場合はなるべく、その返事のほうも多く戻ってきていただけるようお願いをしたいというふうに思うところでございます。

それから、第一期で掲げられました地域子ども・子育て支援事業の中に、その中に幸田町子ども・子育て会議で、毎年、その事業の点検評価を行い公表もされております。その中で、この事業の中で、病児保育事業につきましては準備をされているというふうに思いますが、その進捗状況についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずは、ニーズ調査の回答率アップに関しましてでございます。実際に配付、それから回収等をしたほうが高い数字にはなろうかというふうに考えております。ただ、昨今の企画政策課等が実施をしております住民意識調査、こういったものも郵送で実施されておるわけでございますけれども、ほんの少し前よりも郵送によります回答とは言いながらも率が上がっておるように承知をしておるわけでございます。今回につきましても郵送によりますお願いをさせていただくとともに、場合によっては追加じゃないですけど追っかけといたしますか、回答をお願いしますというような追っかけをしながら回答率等のアップに努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、子ども・子育て会議におきます内容の病児・病後児の関係でございますけれども、町内の医師の方とも調整を進めさせていただいておるわけでございますけれども、病児に関します事業につきましては、やはり、その施設的なもの、人力的なものから若干難しいのかなというようなところは考えております。病後児につきましては、今、岡崎市さんともあわせながら着実に進められるように事業を計画しておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひともニーズ調査におきましては、回答率のアップをよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それから、先ほど部長が言われましたように国の指針等もございますので、それによつては追加もあるのかなというふうに思うところでございます。

それで、病児・病後児保育でございますが、病児につきましてはなかなか施設的に難しいということでございますが、やはり、病後児と病児保育というのは、私はこれはセットで事業の推進をしていっていただきたいということを再度お願いをしておきたいというふうに思います。

それから、第一期では子育て短期支援事業、トワイライトステイ、夕方から夜間にかけての預かりという事業も掲載をされております。これは現在、未設置ではございますが、今後の予定というのがあるのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずはニーズ調査等の回答率アップにつきましては頑張ってまいりたいというふうに思います。

それから、病児・病後児の関係でございます。こちらにつきましても、議員おっしゃられるように進むことが最善かというふうには思いますけれども、我々といたしましても何とかしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、夕方からの預かり事業と申しますか、こちらに関しましては、ちょっと申しわけございません、今、私が把握をしておりますので、また改めて回答させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 子育て短期支援事業ということでございますが、これは夕方から夜間にかけてのトワイライトステイということでございます。これは、毎回こういう形では載ってくる。こういう事業は載ってくるのですが、やはり町内にそういう施設がないということで、できれば町外にお願いをしてということもこの事業の隣には載っているところではございますので、この辺につきましても現在幸田町では核家族化がふえております。突然の親の病気だとか残業などで、子どもだけで一人で夜を過ごすことがないように、この事業についても進めてほしいというふうに思うところでございます。

次に、多世代交流施設の安全対策工事等の800万円についてでございます。この4月にオープンしたばかりの多世代交流施設ほっと館ではございますが、これも子どもたちには人気があるというふうで聞いております。ふぐあいの工事をということで説明を受けたわけでございますが、先の答弁のほうでも、どういうふぐあいかということをお聞きをいたしました。のり面の泥の流入を防ぐだとか、車どめの設置だとか、雨どいを設置するだとか、階段のすき間を埋めるだとか、そういうことも言われました。そして、また、軒下の板がはがれてきたということも言われました。たまたま、私が伺ったときに、この軒下の板がはがれて落ちていた、その現場を私も見させていただきました。これは本当に外に出てみえる子どもさんがいなかったの、けが等もなかったというふうに思うわけではございますが、この中で、今、どういう要望とか、今後、今回、直す工事のことをるる説明していただいたわけでございますが、この軒下の板がはがれるというのを私はこれは設計会社だとか、工事会社の人たちの工事の瑕疵に当たるのではないかなというふうに思うわけでございますが、この辺についての見解はいかがでしょうか、お聞かせを願いたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 今回、多世代交流施設に関しまして、いろいろと頂戴をいたしました御意見というもの、その対応につきましては議員おっしゃるとおり瑕疵に係るものも当然あるわけでございます。板の膨張によります膨れ上がりですとか、板が落下すると。それから、水漏れ等があれば、こういったものに関しましても瑕疵ということでその都度対応をさせていただいております。

今回の補正の中でお願いをする部分につきましては、こういった瑕疵の部分を除きました安全対策等ということでお願いをしております。その一部が先ほど申し上げましたのり面等は本来で言えば、コンクリートで固めてしまえば一番いいわけでございますけれども、できるだけ自然をということで植栽等をしておりましたら、思わぬ雨で流出等が始まったということにつきまして、これを覆う植栽シート等の施工をさせていただい

て、それから職員の駐車場側につきましては、地肌が出ておったわけでございますけれども、こちらにつきましてはコンクリートで覆う等の措置をさせていただく。あわせて駐車場のとめですね、車どめを設けさせていただくというようなものが安全対策というような形で実施をさせていただくということでございます。

そのほかにつきましては、細々といろいろとあるわけでございますけれども、施設内等にお子様の安全等、こちらの配慮が至らなかった部分、この辺のところも設計をされました方との意匠の関係もあろうかと思っておりますので、その辺をうまく調整をしながら、今後、実施に向けて進めてまいりたいということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、言われた、今回の補正は瑕疵以外のものを修理するのだよということではございますが、まだまだ細々とまだあるようなことを今、ちらっと言われたような気がいたすわけではございますが、やはり、児童館でございますので、子どもたちの安全が第一だというふうに思っておりますので、その辺についてはしっかりと今回はこれで安全確保が完全にできたというような、そういうことをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、板の膨れだとか、軒下の板が剥がれたりだとか、それを今、瑕疵ではないかというふうに言われたわけではございますが、その辺についての報告というのですか、議会に対しての報告というのは私は今までなかったのではないかなというふうに思うわけではございますので、その辺について、今後どうされるかというもお聞かせ願ひたいというふうに思います。

それから、この多世代交流施設でございますが、高齢者の方、私が行ったときにはたまたま子どもさんのみしかいらっしゃらなかったわけではございますが、やはり、高齢者の方たちも出入りしていただけるように、ここでくつろいでいただけるような居場所を、やはり、私はもっともっとPRしていただきたいというふうに思います。

それから、このほっと館でございますが、女性起業のセミナー等も今後行うということでございますが、この女性の起業のためのセミナーというのは、今現在では結構されているのでしょうか、お聞かせを願ひたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 先ほど議員から御質問をいただきましたトワイライトの関係でございます。お子さんを夕方からお預かりする事業でございますけれども、こちらに関しましては、今のところ予定はないということでございます。

それから、もう一つ、町外施設の利用ということでございますけれども、町外の施設の中で幸田町を受け入れていただけたところが今のところないということでございます。それによりまして、計画につきましては現在変更がされておるということでございます。申しわけございません。

それから、多世代交流施設のふぐあいということで、板が落ちたり膨らんだりということでございますけれども、こちらにつきましては議会での報告ということでございますけれども、委員会でしたでしょうか、御報告をさせていただいたというふうには考えておりますけれども、申しわけございません。委員会ということで、全議員様に御報告

が至っておったかどうかということにはちょっと今のところ把握ができておりません。申しわけございません。今回、ここでお願いをします内容につきましては、そういった軒下の板の剥がれですとか落下等があったわけでございまして、これにつきましては、現在は瑕疵ということで、本来ですと何というのですか、木を組み合わせて軒下を構築しておったわけでございます。釘ですとかビスですとか、こういったものを使わずに何というのですか、組み込み工法とかいうのでしょうか、そういったものでやっておったわけですけれども、実際にはこれが完全なる機能をしなかったということで落下をしたわけでございますので、こちらにつきましては安全のために全木片に対しまして、ビスどめを実施させていただいております。若干見苦しさが出たのかなという気はいたしますけれども、これも安全のためということでございますので実施をさせていただいております。

それから、それぞれに本来の建物の機能ということから考えますと、細かいところも瑕疵という部分があるかと思しますので、これにつきましては今回をお願いしております内容とは別に瑕疵担保ということで実施をさせていただいております。それぞれ発見症状が出た段階で指示をして改修をさせていただいておるということでございます。

なお、今後、こういった施設、これまで何十年もなかったわけでございますけれども、久しぶりに建設をさせていただいたわけでございますけれども、今後につきましては、子ども目線といいますか、そういった方々の意見を取り入れながら、建設部門とも調整をしながら、よりよいものの建設に向けて進めたいというふうに考えております。

それから、この施設の目的でございます女性の起業ということでございますけれども、町内におきましては、産業振興課等から御紹介をいただきまして、事業を2回ほどですか、実施をさせていただいております。それから、蒲郡のほうの若者といいますか、女性を含めまして、就労に関しますグループがございまして、そういったグループの方々にも利用をさせていただいておるということでございます。

それから、御近所の方々がより立ち寄りやすいようにということでございます。現段階では統計をとりますと、小学生、中学生、こういったところがかなり数多く御利用をさせていただいておるということで、一般の大人の方の御利用というのはまだまだ少ないのかなということではございますけれども、本来の目的でございます多世代ということを十分考慮しまして、我々としましては、今後もPRを続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） このほっと館でございしますが、木の香りがする本町で一番新しいほっと館でございまして。利用者の安全第一でございまして。今回の教訓といたしまして、次に予定をされている幸田学区の児童館建設に向けた計画をさらに進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、教育費の空調設備設置工事調査設計業務委託料でございまして。これは先ほどからいろいろ答弁をされておりますので、大体はわかったところでございまして、これについては各学校の教室数ですか、それをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、家具固定器具購入費でございまして、小学校、中学校それぞれ補正が組ま

れているわけですが、これは全小学校、全中学校と考えていいものか。例えば、6小学校の中でも、この小学校とこの小学校だけだよとか、そういうものがあるようでしたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 先ほどおっしゃいました多世代交流施設での女性の企業に關します情報ということで一言申し上げさせていただきます。

ことしの10月19日、金曜日になりますけれども、産業振興課さんの紹介で、愛知県主催によりますママ・ジョブ・あいちというものが出張相談としまして、多世代交流施設で開催をされるということになっております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 小・中学校におきます空調設備にかかわります各学校ごとの設置予定数、教室の数ということでよろしいでしょうか。

まず、小学校につきましては、坂崎小学校が13教室、幸田小学校が34教室、中央小学校が24教室、荻谷小学校が19教室、深溝小学校が17教室、豊坂小学校が17教室、合わせまして、小学校6校で124教室。それから、中学校でございますが、幸田中学校が21教室、南部中学校が10教室、北部中学校が17教室、3中学校を合わせまして48教室。小・中合わせまして、全172教室を予定しておるところでございます。

済みません。それから、小・中学校の各固定金具ですが、これは小・中学校全9校を対象として予定をしております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） はい、ありがとうございます。

教室数もわかりましたし、固定器具の購入も全学校ということでございます。

次に、地震被害の復旧工事400万円についてお伺いをいたします。これは図書館のガラスが破片で倒壊をしたものでございますが、このときは男性の方がガラスの破片で手のほうを少しけがをされたということでございます。この工事の復旧工事でございますが、今回の補正はベニヤ板を外すのと、元のガラスに戻すということで先ほど答弁をされたわけではございますが、先ほども部長も言われました、この一番初めの図書館を設置されたときの、このガラスは震度6の地震にも耐えられるガラスであったということではございます。それが、4月の幸田町の地震、あのときは3でした。かなというふうには思うわけですが、それでも、やはり崩壊をしたということは、やはりこれは想定外ということで済まされる問題ではないのかなというふうに思います。そしてまた、同じようなガラスをまた入れるということでございますが、それについての安全対策というのは先ほども大丈夫だよということと言われたわけではございますが、その辺については、やはりもう少し、しっかりと考えていっていただきたいなというふうに思うわけではございます。

例えば、先ほどもありましたが、ガラスではなくてほかのものはどうかだとか、それについては空調だとか、音の問題だとかでなかなか難しいということも先ほど言われたわけではございますが、やはり私はこの人的被害が今回少なかったわけ、少ないと言っ

ては申しわけないですけど、被害に遭われた方は申しわけないであります、やはり、この辺についてはしっかりと考えていていただきたいというふうに思いますので、再度、その安全面についてのお答えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 図書館で破損したガラスの原形復旧について、ただ復旧するだけでいいのかという御指摘でございます。先ほど足立議員からのお尋ねの中でも話をさせていただきましたが、今回、なぜ割れてしまったのかという明確な原因は突きとめることはできませんでした。ただ一つ、想像の範囲という前提での話ですが、ああいうはめ殺しのガラスについては、各フレームとの間にクリアランスというようですが遊びの部分、多少揺れても当たらないという遊びの部分があるようでございます。それが直下型の縦揺れによってぎゅっとなって割れたということも考えられるのかなという想像の範囲のこともあるようでございます。

それで、今回、原形、元の復旧工事でございますが、先ほど、足立議員にお答えした際に私の説明が不足しておったのかもしれませんが、今回、元のガラスをはめ戻すだけではなくて、あわせて飛散防止フィルムを今回復旧したところだけではなくて、あそこの吹き抜け部分、東西南北四面ガラスがあるわけですが、四面とも飛散防止フィルムを張るという工事をあわせて行うことによって、今回のような事故は防ぐという対策はとっておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ガラスでございますので、遊びの部分があるということでございます。そしてまた、今回、同じガラスだけではなくて、飛散防止のフィルムを張るということでございますが、飛散防止のフィルムを張っても、割れるものは実際割れるのですね。ただ、遠くに飛ばないというだけでありまして、それは高いところに置いておくと、高いところのガラスというのは、飛散防止フィルムを張っても落ちる可能性というのがあるのですね。その辺については再度きちんとした設計、またその工事を見きわめていていただきたいというふうに再度要望させていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 現予算については、もとどおりのガラスということで予定をさせていただいております。しかしながら、議員が御心配いただくこともわかりますので、再度、業者と設計者等々とも、その点大丈夫だろうなという確認はした上で対応はしていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査であります。先ほどは未就学の保護者2,000名、それから6年生までの保護者が2,000名ということで計4,000人のニーズ調査を郵送にて行うという答弁でございました。

平成25年度のニーズ調査も同じ対象人数ではございますが、あれから人口、いわゆる子育て世代がふえているわけではございます。そういう中で、人数を限定して調査を行うというのはいかがかというふうに思うのです。例えば、その漏れたところから切実な願いが届かなかつたとするならば、これは片手落ちではなかろうかというふうに思うわけであり。そういう点からいたしまして、未就学、あるいは小学校6年生までの保護者を対象とする実人数、これについてお答えがいただきたいと思っております。また、平成25年度と比較をして、どのようにふえてきたのか、あわせて答弁がいただけたらと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 答弁を求めます。

住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 未就学児、それから小学校の保護者の実数ということではございますけれども、申しわけございません。今現在、数字を持ち合わせておりません。後ほどの回答とさせていただきたいと思っております。大変申しわけございません。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） やはり、第二期の子ども・子育て支援事業計画、これを策定するに当たって、まず第一期の中間報告も行われました。こういう中で、じゃあ次の子育て支援をどのようにしていくかという、これはやっぱり担当としても、これは次の計画にどのように盛り込むかと、こういうことも検討すべきであり、また、達成できなかった項目については達成をしていく、こういう努力もすべきだというふうに思うわけであり。そうした点からおきまして、やはり、全ての保護者の願い、そういうものもニーズとして上がってくるというふうに思いますので、その辺のところを漏れのないようにすべきではなかろうかというふうに思うわけであり。そうした点におきまして、やはり保護者は人数制限しなくて、対象全ての対象者ということにできないのかと、これについてお答えしていただきたいというふうに思います。

また、盛り込む内容についても、どのように次は子育て支援を進めていこうかという、そういうものも、やはり発展性のあるものにしていくべきではなかろうかと思うのですが、その内容につきましてをお尋ねしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） このニーズ調査に関しましては、まずは対象が未就学児の保護者ということで2,000、小学生の児童の保護者が2,000ということではございます。全数での調査というものはなかなかかなわないのかなと。予算的にも難しいのかなというふうには考えるわけではございますけれども、例えば、未就学児の保護者2,000という数ではございますけれども、一学年といえますか、一年齢が400と見積もりをしますと5歳までで2,000で、全量とはいきませんけれども、全量には近いものになっていようかなというふうには考えております。小学校につきましては、たしか、もう少し多いものですから、全量としましてはちょっと到達をできないのかなとい

うふうには考えておるわけですが、この5年間の間にどのようにニーズが変化してきたかということ調査の上では、ちょっとはっきりとは申し上げられませんが、統計学的と言ったらよろしいのでしょうか、そういったものとしましては数が足りてくるのかなというふうに考えております。

それから、この今回のニーズ調査に盛り込む内容ということでございますけれども、これまでの5年間のニーズというものの比較検討の上でも、前回同様の内容ということで、項目といたしましては大きく9つということで考えております。今後につきましては、国から等の追加、もしくは変更等の指示が出れば、それに合わせた形での検討を進めるということになろうかと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 全保護者対象には予算の関係上難しいというふうに言われました。これは郵送料の関係で難しいのかどうかということでございます。そういうことで、前は保育園、あるいは小学校を通じて実施したよということでもあります。そうした点に言いますと、これは郵送料がかからない。学校の先生たちの手間とか、そういうのはかかるかもしれませんが、そうした点での予算の、予算的にはそんなにかからないのではないかなというふうに思うわけでもあります。ただ、保育園に行っていない幼稚園とか、そういうところの対象者について言えば、これは郵送に頼らざるを得ないということになりますが、その辺のところの予算がかかり過ぎるという点での解消はできるかなというふうに思うわけでもあります。

次に、前回と同じような9つの内容で行うよということでございますけれども、やはり、今の状況の中で、前回の計画の中で達成した内容や、あるいは課題とする内容というものもあるわけでございますので、そうした点をただアンケートの内容を盛り込むだけではなくて、今までにどのようなことが達成したのかとか、そういうようなもの、今、幸田町で実施している内容とか、そういうものを周知しながら、なおかつ、どういうニーズがあるのかという、そういう幸田町独自のアンケート内容、ニーズ調査にすべきではなかろうかというふうに思うのですけれども、この点の改善についてはいかがかということでございます。

次に多世代交流施設安全対策工事の内容についてお伺いをするわけでございますが、もともとこの児童館はデザイナーズ仕様といいますか、そういうようなこだわりを持つ施設として建設をされてきたものでございますが、実際、竣工を迎え、そして、披露をした点において、かなりの声、ふぐあい（ふぐあいの）声が上がったわけでございます。それが、なぜ今ごろになったのかということでございます。それもお聞きしたいと思います。

それと、対策箇所、何カ所あるのか。先ほどはいろいろと外回りのこととか、中のこともいろいろ言われてわけではあります。対策箇所数についてお答えがいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まず1点目の子ども・子育て支援事業計画策定に係りますニーズ調査ということでございます。5年前に実施をしましたときに配付等をお願いさせていただきまして、このニーズ調査に係ります経費といたしましては147万円と

いうこととございます。今回につきましては、全量がこの2,000ずつの合計4,000が郵送ということで300万円というお願いをさせていただいておるわけとございます。実質郵送料での経費が増となっておりますということでございます。恐らく全量に切りかえをしましても、もう少し増が必要なのかなというふうには考えますけれども、同数でお願いをしましたところ、この補正の金額ということでございますのでよろしくお願いをいたします。

それから、調査内容での項目ということでございます。とりあえずは国からの示されております9項目、前回、それから今回、これにつきましては同内容ということでございます。今後、その詳細につきましては、どのような指示が出るかという状況下ではあるかと思えます。ただ、我々といたしましては、その独自性というものがどこまで加味をしてよいものやらという状況下ではあるかと思えますけれども、頂戴しました御意見に従いまして、この項目と照らし合わせをしながら何らかの手法を加味できるものなのかどうかということを検討させていただきたいというふうに考えます。

それから、多世代交流施設に関しますふぐあいということでございます。先ほど来、いろいろと申し上げております。まずは、今回工事等をさせていただく内容でございますけれども、件数だけでよろしいでしょうか。内容を、件数、はい。ちょっと。件数で申し上げますと14件ということになります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ニーズ調査の内容でございますけれども、国からの指示につきましては、これは全国統一版でございます。そういう中で国の当初予算にも今回のニーズ調査の項目も盛り込まれているわけとございますが、やはり、地域によって独自設定のものもあるわけですので、その点を統一ではなくて、やはり幸田町の中で実際、実現したものも含めながら、加味しながらやっていくべきではなかろうかというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、多世代交流施設の安全対策工事は14カ所ということでございます。かなり多くなっております。この内容につきましては、その後、この資料として出していただけるかどうかお尋ねします。あわせて、今まで指導員の方にお聞きをしたり、いろいろあったわけとございますけれども、例えば、カーテンの問題や明るさの問題、それから踊り場の安全性の問題とか、そういうものもいろいろあったわけとあります。なおかつ、はめ殺しのガラス、2階のガラスがぼあぼあして、とても危険があると、こういうようなものもあるわけとありますので、そうした点で、それが指摘を受けた事項が全て安全対策として解消されるのかということとございますけれども、これについて答弁がいただきたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずニーズ調査に関します独自性ということでございます。国からの指示等をよく検討しながら、本町といたしましても担当と綿密に打ち合わせをして検討を進めたいというふうに考えます。

それから、多世代交流施設におけます今回の補正の工事内容でございますけれども、これにつきましては調整の上、資料提出をさせていただきたいというふうに考えます。

それから、もう一つ、今回のこの補正によります工事等によりまして、子どもたちの安全性等が確保されるのかということかと思えますけれども、議員も御存じかと思えますけれども、2階にございますガラス張りでございますけれども、このガラス張りを、じゃあ枠組みを変えるかといいますと、これはできない御相談かというふうに思います。現在のところは暑さ対策ということも含めまして、カーテンが設置をされております。我々の想像としましては、カーテンを突っ切ってまで外へ突っ込んでいくお子さんは見えないだろうという想定でございます。こういった意味では極力危険のないようにということで工事がされるものというふうに信じております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどの答弁にもあったわけですが、階段のところのすき間が、階段のすき間が子どもだとはまってしまうよということだったわけですが、あの踊り場の、あれはただ上から吊ってるわけじゃなくて、そのまま子どもが暴れたりすると飛び込んでしまうというような踊り場の構造になっているわけですね。ですから、そうした安全対策がきちっと確保されるのかということでございます。幸いにも今、非常に指導員さんたちが気を使いながら、何度も何度も注意を促しながらやっているわけですので、そうした点からすれば、いつ目が行き届かない点があるかもしれません。そういう点で、やはり大人の安全と子どもの感覚は違うわけですので、その辺のところをもう少し具体的にチェックをしていただきたいというふうに思います。

次に、小学校の家具の固定でございますけれども、この取り付けにつきましては、どこが行うのかということでございます。それと、この取り付けに対しましては、L字型の金具で取りついたりするよということで説明を受けたわけですが、この取り付けの工事、これについてお聞きしたいということと、次に、北部中学校の校舎、増築校舎につきましては、あれは軽量鉄骨、いわゆるプレハブづくりでありますので、その辺のところ取り付け金具というのはつかないような気がしますけれども、これも対象に入っているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員、先ほどいただきました御意見でございます。階段の踊り場等につきましては、さらに検討を進めまして、対応が可能なものであれば対応に努めたいというふうに考えております。

それから、この前にいただきましたゼロから5歳の児童数、それから小学校1年から6年までの児童数ということでございます。こちらが把握をしております数字、ゼロから5歳児が全量で2,776、小学校の1年生から6年生までにつきましては2,889、ちょっとこの数字につきましては、学校教育のほうの数字と適正かどうかちょっとわかりませんが、今のところ、ざっくり把握をいたしまして、この数字ということでございます。

なお、子どもにつきましては兄弟等がございますので、世帯数で申し上げれば、これよりも若干減ってくるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 小・中学校におきます家具固定の取り付けの対応についてでございます。まずはどこがというふうにお尋ねをいただきましたが、今回、家具固定の器具を購入する業者に設置の手間までお願いをしてということで考えております。

それから、北部中学校の増築棟については、まだできてない状態で、もろもろ入っておりませんので、拾い出しはしておりませんが、今回補正の中で対応はできる、固定が必要なものを教室内に設置した場合には、この中で対応はできるものというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 説明のときには金具の買う費用だけだというふうに思っていたものですから、あれですが、これは小・中学校の金具とあわせて、その金具の購入業者が施工をするということで、今、あったわけですが、それで間違いはないかということで、そうしますと、この補正に上がった金額で取り付けまで対応できるのかということでございますが、その内容はいかがかということでございます。

増築校舎につきましては、やはり、取り付けにつきましてはいかがかというふうに思うわけでありまして、この対応が取り付け金具、もう固定ということで対応がやれるような内容にしていくべきではなかろうかというふうに思うのです。その辺ができるかということでございますが、いかがかというわけでありまして。

で、次にエアコン設置の件でございます。町長は6月議会のときには今年度計画をし、それから次年度以降というようなことであったわけですが、豊田の事件があつて急遽来年度中ということであったわけでありまして、町長が新聞発表したときに載っていた記事の中で田原市と幸田町があわせて報道されておりました。その中では、田原市は12月に工事費の補正を組んで、来年の6月までに対応していくということで報道がされ、幸田町はたしか12月だったというふうに思ったわけでありまして、このようにそれぞれの行政によって対応が違って来たということで非常に町民の不信感も募ってきた。とりわけ保護者の方たちから、なぜ幸田町はできないのかと、こういうような声も届いているわけでありまして。そうした点で、6月までの設置の可能性についてお尋ねしたいと思うわけでありまして。と、同時に、今回、豊田の事件があつてから急遽、来年の夏までに設置をするという自治体はかなり多く出てきておりますけれども、その自治体数を把握しておられるのか、それから、その来年の夏までに対応ができる自治体はどのようにして対応ができるのか、この辺のところを町として調査をしたかということでございますけれども、あわせて答弁がいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、家具固定の関係でございますが、先ほど家具固定につきましては足立議員からのお尋ねの中でもありまして、固定については家具と壁を固定するため、L字の金具だとか、縦にそんな家具同士をつなぐ連結金具だとか、という固定金具等、倒れるのを防止するという点においては基本的な器具ということで御紹介をさせていただきましたけれども、学校側に転倒防止という観点では、いろいろな場所があったり、物があったりということで、L字だとか連結金具だけというわけには、以外のものも想定されます。そういう点において、現場に合わせたものを購入して設置をして

いくという予定をしておるところでございます。

御心配の北中についても、鉄骨造ということで設置がしにくいという御心配もいただいておりますが、そこら辺は器具を購入する際に、そういう建物の前提だよということで考えながら物も買って、取り付けをしていくということでございます。

それから、空調の設置についてでございます。よその町で来年の夏までということが新聞に発表されておるわけですが、町におきましても西三河の状況等々につきまして調査しております。先日、一般質問の中でも、岡崎市については31年の6月までに小学校をやっていくと。それから、西尾市につきましては、来年は無理だということで発表をされております。32年以降ということ。それから、刈谷、みよしについてはもう設置済みということでございます。それから、安城市につきましては。来年の夏までに幼稚園と小学校の一、二年生の教室、あるいは特別支援学級については夏までにと。それから碧南市さんは特に夏までということとは言ってみえませんが。それから、高浜市については、幼稚園は夏までにやるよと。それから、豊田市については来年度から着手して、部分的には夏前に稼働するところもあるというぐらいのことを言ってみえます。大体そういうようなことで、一応、今回の件、問題が大きいものですから、よその町の状況については聞き取り等をしておるところではございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 家具固定については300万円の予算で取り付けまで対応なのかということで答弁がございませんでしたので、あわせて答弁がいただきたいと思っております。

エアコンにつきましては、各市町それぞれの最大限努力しながら、夏までにはもうつけたいというところはかなり多く出てきております。そうした点でなぜ幸田町はできないのかと。それについても答弁がいただきたいということでございます。よそができるなら、なぜ幸田町ができないのかという、やはり、保護者の願いに応えるためにも来年の6月までに設置の可能性について、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まずは家具固定につきましては、答弁漏れがあって申しわけございません。今回の補正額で取り付けまでやれるのかというお尋ねでございます。一応、器具購入して取り付けまで、これでやるという予定でおります。それから、エアコンの設置、来年の夏までにとということでやれる町があるのに何でできんのかということでございます。確かに素朴な保護者な気持ちとしては、そういうことはあるのだろうなということだと思います。今、想定をしている流れといたしましては、この議会で設計の予算をお認めいただいて、すぐ設計に入って、今年度中に設計、そして年度明けて入札、そして、契約を6月の定例会での御承認になるのかなというふうには見込んでおります。そういう中で6月中に完了ということは実質的には困難であるというふうに見込んでおります。また、すぐやり始めても、ある意味やれた学校、やれん学校があるということも微妙なこともあるとは思いますが。進行については、今後また時間的に切り詰められる部分は一生懸命切り詰めてまいりたいというふうには最善を尽くすつもりではおりますけれども、現時点で6月までにつくかつかんかと問われましたら、空手形の答弁をするわけにはまいりませんので、現状、現時点においてはまず困難であろうというふうにお答

えさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の補正で国保の基金大分積み上げましたよね。で、要はこれどうするのだと。角を矯めて牛を殺すということわざもありますが、幸田町が都道府県化を、幸田町がというよりも全国的には都道府県化に移行するときに我が町の基金を積み上げていく、その積み上げをどう還元するのか。国保加入者、国保に加入する住民に対して、どう還元するのか、そういう選択の関係が見えてまいります。どうされる。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、補正予算でお願いをさせていただいておる内容につきましては、確かに29年度決算からの結果によります繰越金等の財源といたしまして予算調整をいたしましたところ、基金積み立てということで5,000万円ほどの額をお願いしているものでございます。確かにこれまで基金というものの考え方の中に、幸田町が療養給付として支払っていくべきお金にも充てがうということで、これは過去3年間の5%はやはりためておく必要があるという、こういう確かに基準というものがあつたかというふうに思うわけでございますが、県単化の流れによりまして、基本的にこういった療養給付に係る費用というものにつきましては、全額、県から、これはただけという形になってきておりますので、したがいまして、基金として、これは現在積みまかせていただいているわけなのですけれども、これは結局、将来にわたります、納付金を納める、いわゆるに当たりまして、そこの中には国保税でいただく部分があるわけなのですけれども、そこでの調整の中で、いわゆる将来の納付金を支払うために国保税の不足分を補う形でこれは使わせていただくという目的で、これは使わせていただくという流れになってきておるというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は都道府県化になって、要はなつて、基金は別に召し上げへんというわけですよ。それともう一つは国保税の税額は、あるいは料というところもあるわけですよ。国保税の税額は全部始末し終わっているわけです。それ統一しようとは言っておらんわけです。納付金の関係はいろいろあるにしても、国保税の高い低い、これについて、都道府県化については一切物を言っていないよと、そこまで言えば、それは自治の侵害だぞと。都道府県化に名をかりて、箸の上げおろしまであんた物を言うのかと、こういうことになるので、そういうことにはなっていない。そうしたときに、じゃあ我が町として、基金の活用を含めた政策的には何なのかと。先ほど申し上げたように角を矯めて牛を殺すような、それは愚かなことですよ。そういうのも一つの政策か

といえば政策ですよ。しかし、それは住民の置かれている立場を無視した内容だと。ですから、今回、その基金をためた8,600万円、これをどうされるのかと、今回の補正の中で。それをさらに積み上げていくこと自身は否定せんけれども、それはどうやって還元するのかと、こういう政策的なことはございますかということ。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、保険料、保険税につきましての平準化ということについてでございますけれども、確かに今現在、それぞれの市町において、保険税という保険料も含めて、独自で定めさせていただいているところではございます。ただ、国のほうの納付金の算定ガイドラインというものの中には、将来的に保険料の平準化というものを目指すというような方向性は確かに出ていることではございます。ただ、これに関しましては、当然、やはり医療費が、水準が市町ごとに違うですとか、あるいは市町の国保会計におきまして、赤字等の解消とか、こういったさまざまな課題があるということでもありますので、現状、方向性としては確かに国は統一化というものを目指すというふうには言われておりますけれども、これについて直ちに取り組むとか、そういった考えではないというものであるというふうに捉えているところでございます。

そしてまた、今回基金として積み上げさせていただくものにつきましての政策的な使い道というような考え方ということでもありますけれども、確かに議員のほうからの住民の置かれている立場というものについてということではありますが、確かにこれは今回、例えば保険税のことでありましても、基本的には確かに現状維持という形で4方式を3方式にさせていただく中で、率としては若干上がった部分はあるわけなのですけれども、シミュレーションにおいては同じ状況になるように保険税の部分はつくったわけですが、やはり、確かにまだまだ高額であるというような、例えば、状況は確かに変わってないのかなという部分もあったかというふうに思っております。いずれにしましても、この基金におきましては、将来的なこの納付金の支払いという部分に対しまして、少なくとも現状維持の率を、税率を維持していけるように、これは取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は納付金の問題、それはまあ、納付金というのは非常に問題のあることであるが、要は納付金の問題と基金をためていく、こうしたときに納付金の問題がありますから基金をためていきますよというのは、それは理屈としては合わんでしょう。ということになると、基金とは一体どういうふうなのかとって活用していくのか。基金ですから、右の物を左に行く、左の物を右に行く、そうして調整してがららぼんにする。そういう基金のため方もあるし、運用の仕方もある。で、あなた自身でいくと、この基金を生み出した一番の原資はどこにあるのか。それは国保加入者の納めた国保税の中から生み出されてきたもの。それをどんどんどん積み上げて、先ほど申し上げたように角を矯めて牛を殺すような、こんな愚かなことをやったらあかんですよ。こういうときに、じゃあ積み上げられた基金をどんどんどんふやすのではなくて、その還元という点が政策的に何を考えているのかと言ったら納付金の問題ですよ。それは筋違いだ。話をねじ曲げてはいかん。きちんと答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） はい。確かに基金の使途という部分につきましては、確かに直接納付金を払う際の際の原資の一部という形にはさせていただくという考え方と、そして、さらに議員がおっしゃられる、確かにこれは例えば国保税からいただいていた部分が基金の中にもなってくるということは十分考えられることではございます。確かに、現状さらに国保税の減免とか、さまざまなこの制度というもので、ここの部分を原資にするとかという考え方はこれだけして、できないことではないというふうには思っているところではございます。

この軽減、条例の減免等にかかわります部分につきましては、これまでも状況なども見ながら、この制度拡充には努めさせていただくというような内容でお答えをさせていただいておったというふうに思っております。引き続き、この姿勢はさらにこの原資としてはあるということ踏まえながら、この辺はもう少し、考えられる部分がないかということについてはちょっと引き続き検討のほうはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 検討しておる間に、皆さんころっと逝っちゃうがな。2割、5割、7割という減免の規定がある。これは法定減免ともう一つは任意減免というのがあるのですよね。だから、その法定減免をそうかたかたかたかた変えるわけにはいかん。しかし、任意減免というのは、それぞれの市町村の国保の中で運用をして、申し上げたように任意に減免をしていくという減免とは、加入者の生活の状況に合わせて、きちっと対処ができるような、そういう減免制度を自治体として任意につくることができるのですよと、こういう趣旨ですよ。で、そうしてからいくと、2、5、7という法定減免以外で、じゃあ幸田町はどれほど任意減免を前進させ、内容が豊かになっているのか、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに法定減免と任意の減免といいますか、こちらの部分につきましては、幸田町の健康保険条例のほうでこれは定めさせていただいておった中身かというふうに思っております。

以前の中でも、この内容について調査をさせていただいた中で、現在、幸田町が設定させていただいております減免の内容とか水準につきましては、近隣と比較して、まず極端に劣っておるといふ箇所があれば、それはもちろん直していかないといけないわけなのですけれども、現行、近隣の水準を保っておるような中身であるということでありますので、これは引き続き、具体的にどこをとということではないですが、状況を見ながら、これは充実に向けては考えていきたいというような中身であるということではございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 三河の一番悪いところ、それは三河の連れ小便ですね。あの人が小便行くなら私も行きましようよと。出なくても、これはもう世間のつき合いかと、こういう発想で幸田町は西三河の連れ小便の中でも劣っておりませんよということなの。だ

けども、先ほど申し上げたとおり、任意減免というのは、それぞれの自治体の政策、これで、条例で減免規定ができますよと。そうしたときに、じゃあ今の国保に入っておられる皆さんの生活の状況はどうなのかと。そういうところに思いをはせれば、いや、隣と合わせて私のところは遜色はございません、西三河はみんな同じレベルですよという感覚で行けば、まさに日暮れ腹減りじゃないか、親方日の丸じゃない。そうじゃなくて、幸田町として任意に政策的に条例できちっとできますよといったら、我の天下でしょうが。我の天下があったら、条例の中にそういうものを生かしていかないと、任意減免という言葉の意味合いがなくなってしまうという点からいけば、今、あなたの答弁のように、他に比べて遜色はございませんよという、これだったら任意減免という趣旨が、私はなくなってしまうと。申し上げてる以上に、任意減免でいけば、さらに内容を加入者の生活の状況に合わせて、どう変えていくのか。こういうスタンスがなかったら、こんなのは堂々めぐりだ。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに任意減免につきましての決定権というものは条例で決めさせていただいておりますので、町のほうの考え方で、これは決めていくことが可能な内容であるということではございます。

先ほどちょっと周囲のという部分についてお答えさせていただいたものは、やはり、近隣の市町が減免しておるものの中で、幸田町だけがおくれているとか、そういったことがやはりあってはならないという意味で、周りの市町とはもちろん比較して今、極端に劣った、何か欠落しておるような減免項目がないというふうに考えておることではございまして、確かに今後、そういった確かに基金としての原資はある中で、そういった任意減免としてさらに充実できるような項目があるかどうかということにつきましては、今後の国保の運営の中で、やはり、これは重要な検討課題であるというふうには思っておりますので、引き続き、そういった中ではまた、内部調整の上で御提案できるようなことがあれば、それはもちろんやらさせていただきたいというふうには思っておりますので、また今後、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 遅れず休まず働かずという、一番、三せずという、これは誰が言ったということはともかくして、三せず公務員、休まずおくれず仕事せずと、こういう中で、結局我が町は幸田町という一つの自治体だけども、西三河の一員ですよと、愛知県の一員ですよと。そこから一步も外れてはいけない。なぜ任意減免であれば、内容的に、ほかの市町からとやかく言われる筋合いはないという点で、もっともっと、私は減免をしていく、そのことが住みやすい町をつくっていく要因の一つにもなるわけですよ。そういう中で、あなたが本当に知恵を出して、政策を出して、住民と国保という問題をきちっと捉えながら、どう軽減をしていくのか。福祉施策を前進させていくのかと。こういうものを私は今、話を聞いている限りでは、つかず離れず仕事せずと。こういうところから私は一步踏み出していただかなかったら、たらいのふちを周っというて一步も中に入らんと。どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに減免に関します考え方というものの前進ということでの御指摘をいただいたというふうに思っております。これは、確かにまず町としての制度を考えたときに、近隣といいますか、とにかく、まず通常行って考えられるような部分というものがおくれておってはいけないということでの考え方の中で、こういったさまざまな要綱については備えさせていただいておりますということではございます。そこから、さらにこれは踏み出すということについてのことはありますけれども、議員のほうからの御指摘は確かに課題であるというふうに考えているところではございますが、どうということにつきましては、やはりちょっと今、今後これは、少なくともこれは前進に向けての考えていくべき課題であるというふうには考えておるといところで、ちょっと答弁が同じような内容になってしまいますけれども、ということで、ちょっと今後考えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国保会計であります、補正で3,135万2,000円の基金の繰り入れを取りやめ、さらに5,538万7,000円の基金を積み立てることで、現在の基金残高は幾らになるのかお尋ねしたいと思います。当初予算でも300万円を積み立てておられるわけですが、正確な数字をお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから基金の保有残高ということでございますが、今回のこの補正予算をお認めいただいた場合に、年度末におきます基金残高は3億1,259万3,197円という金額になると予測しております。もう一度申し上げます。3億1,259万3,197円ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今までもこの基金を活用して国保税の引き下げをすべきではないかということも主張をしてまいりました。なおかつ、国のほうからも保険者支援ということで国保税の引き下げ等にも活用をということで、国のほうでもあったわけでございますけれども、幸田町ではそうした国の政策とは裏腹に基盤整備に使うよという、基盤安定に使うよということで、このように今までも基金の積み立てをしてきたわけでありまして、そうした点におきまして、先ほどの答弁では、この基金を納付金に充当もしていくよと。活用もするよということであったわけですが、そもそも、この納付金という、こうした制度につきましては、国の県単位化に伴っての今回の4月からの発足に合わせた形の中で出てきたわけですが、まず、この基金の活用、なぜ納付金の

活用にしていくのか、それについて考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この基金の活用ということでございます。

確かにこれまでは療養給付費の支払いなどにも充てるという目的もございましたが、県単位化に基づきまして、確かに納付金、あるいはちょっと先ほどの答弁の中で、そのほか確かに減免等、いろいろ、確かに財源とすることは可能ではあるわけではございますが、先ほど議員のほうもおっしゃられましたように、この30年度から国保の県単位化ということになりますので、基本的な国保の運営者は確かに細かなことは市町村で、確かにごとには決めておりますけれども、財政的な運用体制におきましては県になったということでございます。そういった中で納付金という制度が確かに出てきておりまして、そのかわりにかかった医療にかかります療養給付費等は全て県からいただけたというような形にはなっております。

それで、確かに現在保有しております基金に関しましては、いわゆる国保税としてはもちろん今後ともいろいろな水準でいただけてくるわけなのですけれども、それを足す形で納付金というものは負担していくということになっていきますので、仮に将来、現在でも被保険者数が減少していく中でございますので、どうしても国保税というものは下降線をちょっとたどっていくということになってきております。片や納付金というものにつきましては、県全体のこの医療費のベースを参考に決めて、決定されていくということでございますので、そういった中で、もしも不足等が生じてきた場合にそちらの方の財源に充てさせていただいて、極力、国保税として納付金があるから国保税をふやすとかというような状況にはならないように極力この基金等を活用して、現状の国保の水準を維持していきたいという考え方であるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 納付金のそのものにつきましては、国保税と、それからいろいろその他もろもろを合わせた形の中で納付金という形の中で県に支払うというものでございますが、この納付金に基金を活用して充てるというのは、これはそもそもその収納率の問題もあるのではないかとこのように思うわけでありましてけれども、その辺のところからすれば、収納率が下がれば、これはその分の負担を滞納という形になってくるわけでございますが、それが例えば収納率を上げるために滞納取り立てが厳しくなると。こういうこともいろいろ言われたきた中で、幸田町の中ではそうした収納不足、これも納付金、基金の中から活用していくと。こういうことにもつながるのかなというふうに思うのですが、その辺のところはどういう考え方なのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 当然、毎年、国保税ということで町民の方に賦課をさせていただいておるところでございます。そういった中で、調定額イコール収納という形には当然現状なっておりますので、そういった中で収納率というのは確かに問題というふうにはなっております。

そうですね。さまざまな算定の中では、やはり現状、今ある収納率というものは当然参考にして、実際に町の中に入ってくるお金としてはちょっと、計算上はちょっと未収

入の部分というものは計算の中には入れておるということにはなりません。ですから、その部分で不足しておる部分については確かに滞納処分という形ではもちろんいただきながら、結果的にその年度でちょっと入れなかった部分については基金とか、あるいは一般会計からの繰り入れとか、そういったような財源を充てて納付金に賄うというようなことで考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国保税の、国保会計の一般会計からの繰り入れということでは財政支援という形の中で6,000万円をその他繰り入れという形の中で行っているわけでありまして、それが国保税の急激な引き上げにならないようにということでやっているわけでありまして。しかしながら、年度途中でこの一般会計からの、本来当初予算で掲げてきた、その他一般会計からの繰り入れを、結果的には減額をしながら現状維持に戻してきたということもあるわけでございます。そうした点からすれば、やはり、その財政支援という形の中で一般会計から繰り入れ、なおかつ国保税の引き下げ、引き上げにならないように努力をしながら、結果的には一般会計からの繰り入れを減額する、なおかつ、そしてそれが国保税が本当にこうなかなか家計の負担になって支払えない。いわゆる払いたくても払えないよという、とりわけ低所得者層にとっては大変な国保税の負担になってきている。こういう現状が収納率の低下というふうにもなるわけでありまして。いわゆる結果的には収納率の低下、それが国保税がより負担となってあらわれてきている。そして、それが今回はなおかつ限度額の引き上げによって、また国保税が被保険者に対して大変な負担となると。こういう悪循環が来ているわけでありまして。やはり、誰もが払える国保税にしていく。そのためには、やはり、この基金を活用しながら国保税の引き下げという、そういうことになぜならないのかということでございますが、その点について答弁がいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 今、議員のほうから国保制度にかかわります、確かに国保税が上がることによって、未納の方がふえるとか、確かにこの間、限度額の引き上げというようなことで御負担をいただく部分というのは確かにあるのかなというふうに思っております。また、一般会計からの繰り入れということになると、あれでしょうか。8,000万円が6,000万円になったとかいう部分のところなのか。まあ、基金からの今回は繰り入れをちょっと、これについてはちょっと相殺させていただくというような、一部、取りやめさせていただくというような形の運用をお願いしておるということではございます。いずれにいたしましても、今、議員のほうが言われましたように悪循環によって、確かに高い保険料を、保険税をお願いするという、こういう形というものについては、やはり、適切に確かにどのぐらいの部分が国保のおける適正な負担なのかというところは明確にはなっておりませんが、ただ、皆さんが必要なときに使って医療サービスを受けていただくための制度として使っていただけるように使いやすさと、そして、また、それに係る費用負担という部分の国保税については、現状、条例で定めさせていただいておりますけれども、本当に御努力いただく中で、これはもちろん運用をさせていただきながら、よりよい制度にはさせていかないとはいけないというふうで考

えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 本算定後の幸田町の国保税が県下の中でどれぐらいの水準になっているのか。これについて調査をされていたらお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 県下における、今の幸田町の本算定後の何ぼだったということでありましたけれども、ランク的にはそんなに変わってなかったというふうに思っておりますが、ちょっと正確な順位がちょっと今手元にないもので、ちょっと正確にはお答えできませんが、13位とか、確かにそれぐらいの高さだったというふうに思っておりますけれども、そこから今回の算定によって大きく順位が移動、変動したということはないというふうに思っておりますので、ちょっと後ほど順位については回答させていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の基金の残高が今回の補正後、3億1,259万円という、かなりの基金残高を持ってくる会計になってきたということからすれば、幸田町の現在の国保税の県下54市町村の中の水準が高いほうから13位ということから比べると、加入者にとっての負担がかなり県下の中でも高いと言わざるを得ない状況であります。そうした点からおきまして、やはり、この基金が適正な基金残高ということから考えれば、本来で言えば、私はこの国保税の引き下げ、基金を国保税の引き下げに活用すべきではないかというふうにも思うわけでありまして、再度答弁がいただけたらと思います。

これで質問を終わります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに幸田町の国保の水準というものについて、いただいている額を被保険者数で割った額についてのランキングでいきますと、確かに上のほうになってきてしまっておるということではございます。そういった中で、今、今回も基金のほうへの積み立てをお願いしておる補正予算によって、額というものが基金残高が3億円台になってきておるということではございます。そういった意味で、この基金のどのように活用していくかという部分については、やはり皆さんの御意見も伺いながら、これは考えていくべき課題であるというふうに思っております。この内容につきまして、当然、国保運営協議会の中で、委員さんの方々にもこれはお諮りをしながら、国保の運用にとって、この基金をどう活用すべきかというところについては御議論をいただいているところではございまして、そういった、そこの中におきましても現状、今、確かに納付金の算定に係る部分として、国保税の今のこの水準を本当に1年でも長く、現状維持をとにかく続けていくという形のために、これはまずは当面活用させていただくということではちょっと御説明をさせていただいておるところでもございます。ただ、これは今後どのように国保の状況は変わってくるかということもございまして、そういった中でさらにこれは基金を使って、幸田町国保の運用について、幅広く、やっぱり考えていかなければならないということもあるのかというふうにも思っておりますので、そ

ういった際はまた御意見などもいただきながら、よりよい運用をしやすい国保制度であるように、これは考えていくべきだというふうに考えておりますので、また御意見のほうをよろしく願いたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第42号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第43号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、だい44号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

次に、だい45号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第45号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） お願いをします。認定議案第1のふるさと納税寄附金の使い道についてお伺いをしたいと思います。

施策の成果の説明書47ページに、ふるさと寄附金の使途というふうに書かれておりますが、そのことについてお伺いするものです。

幸田町へのふるさと寄附金をしようとするときには、幸田ふるさと寄附金申込書という所定の用紙に記入をして申し込むことになっております。この際に、寄附金の使途については1から7までの選択肢が用意され、申込者が指定することができます。7番目は、町長におまかせという選択肢であるというふうに書かれております。この町長におまかせという表現については、すぐ後でまた聞き直します。この7番目を指定した寄附申し込みが4,225件、全体でいうと26%になると。それだけの金額が7番目の申し込みであったと。でも、それ金額にしてみると、その表を見れば、それはゼロ円であると。総寄附金額は25%ですから、ざっと4億3,759万円ぐらいですね。その使い道がゼロ円。このゼロ円の意味がちょっとよく理解できないので、最初にお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成29年度のふるさと寄附金、こちらのほうにつきましては、合計で1万6,215件、16億6,759万1,000円の御寄附をいただいたというものでございます。

この1万6,215件の寄附のうち、その使い道を町長におまかせというものが議員言われたとおり4,255件、全体の26.2%を占めておりました。この町長におまかせとしていただきました寄附金、金額にしますと4億3,559万円、こちらにつきましては、1から6の事業への寄附件数、これで案分をしまして、6通りの使い道に振り

分けをさせていただいたということで、この町長におまかせということでお金を使ったというのではなく、そのほかの6つの事業、総合計画でうたっております基本目標、この6つの事業に振り分けをさせていただいたということで使途の金額の欄はゼロ円という表記にさせていただきました。

- 議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。
- 8番（中根久治君） 今、言いました町長におまかせという選択肢の問題なのですが、この申込書を見ますと、ここに町長におまかせという選択肢は存在しませんが、こういうものは正式にあるのかなのか、どうぞお願いします。
- 議長（杉浦あきら君） 総務部長。
- 総務部長（山本富雄君） 町長におまかせという選択肢が正式にあるのかということですが、正式にはございません。この町長におまかせという選択肢につきましては、よりわかりやすく寄附をしていただいた方に選択肢の中に入れさせていただいたということで、こちらのほうの要綱上はこういった文言はございません。
- 議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。
- 8番（中根久治君） 確かに申込書には町長におまかせという第7番目が町長におまかせという選択肢はないのですよね。でも、こうした決算書とか、我々が使っている、こういった公式の記録、公式の場において、公式でない言葉を使った表現がこの議会の決算委員会に出されていいのかと。議会に出されていいのかということについての見解をお願いしたいです。
- 議長（杉浦あきら君） 総務部長。
- 総務部長（山本富雄君） そうですね。本来であれば、要綱どおりの文言で載せるべきであったかなというふうには思っておりますが、特にこの町長におまかせというのは、ポータルサイト、こちらのほうで主に使わせていただいておりますということで、多くの方に御寄附をいただいておりますポータルサイトのほうでは町長におまかせという表現が一番わかりやすいであろうということで付与させていただいております、それを使わせていただいております。まあ、ということもあって、今回の施策の成果のほうもそのままの文言を使ってしまったということでございます。
- 議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。
- 8番（中根久治君） その議会ですので、ここは。ですから、正式な表現を使って、これがこうなんだよというふうに説明されるのが当然かと思いますが、そういった表現じゃなくて、ごくいわゆる別称、敬称を町長におまかせという意味なんだよと解釈しなさいよというのは、後でもまた言いましたけど、この町長におまかせという意味がおかしいというのをまた後で言いますけれども、その部分が、正式でないものが、こういった決算書とか物に出てきていいのかと。これはきちっとしなければいけない文章ですよ。1番。なぜこんなところにそういった、ふだん、普通使うのが町長にお任せだから、それを使つたと、これでいいのかということをお聞きするわけですから、これは当然、これ、この部分はきちっと訂正をしないと、公式なこういう会議の中では成り立たないと私は思うのですが、その辺について、まずお願いします。
- 議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員おっしゃられるとおりとは思っております。要綱である文
言で本題を載せるべきであったと思っておりますが、これまでもいろいろな協議会とか、
そういった中でも、この町長におまかせという言葉を使って御説明してきたという経緯
もありまして、今回、こういった形で載せてしまったということでございますので、今
後につきましては、要綱に沿った形で載せていきたいというふうに思っております。

大変申しわけございません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） 議会でございますから、とりあえず、ふだん使いなれている言葉
を使って説明をするというのが、それもあってもいいかもしれませんが、きちっとすべき
ことはきちっとやってほしいと。それがやっぱり決算書であると思うのですよね。それ
が随分ええかげんな町長におまかせで通しちゃうとことは少し緩みかなと思うのですよ
ね。

この7番目の、この町長におまかせという表現は寄附金申込書を見ると、どう書いて
あるかという、正式にはこれはもうちゃんと書式に従った表現がという意味で書いて
あるのですが、正式には、特に指定なし。括弧、町長が必要と認める事業と書いてある
のですね。

だから、その町長、特になし、特に指定なしという言葉が、特に指定なしという考え
方が町長におまかせということだと、イコールなのかと。イコールなのかという部分が
問題なのですよね。これ、イコールじゃないと解釈する人だってたくさんいますよね。
例えば、特に指定なしと、ホームページ上には、特に指定なしと書いてないのですよ。
これ、何と書いてあるかという、指定なしと書いてある。特には外れとると。特には
外した表現と特にを入れた表現じゃ、また、これ意味合いが違うでしょ。それを今回、
この議会のほうには町長におまかせという表現は使って、ここに提案がされております。

幸田町は、この第7番目の表現を上手に3つに使い分けておるのですよね、表現とし
て。指定なしと言ってホームページには載せるし正式な申込書には特に指定なしとする
し、議会には町長におまかせとすると。何でこんな3つも使い分けをする必要があつた
のか。その点についてお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この使い分けということでございますが、私どもも特に意識を
して使い分けを特に指定なし、指定なしということでしたものではございません。言わ
れるように、寄附申込書には特に指定なしというふうにはっきり書いてあるというこ
とでございますが、私どもの、あと要綱の中には町長が必要と認める事業というような書き
方もしてあるということもありまして、こちらのほう、そこら辺を使い分けということ
でしたわけではございませんで、今回につきましては、そういう大きな意味はなく使っ
てしまったということでございます。ポータルサイトに関しましては、言われるように
特に指定なしから町長におまかせということで使わせていただいたと、一番わかりやす
いであろうということ使わせていただいたわけですから、特に指定なしと指定な
し、こちらについてはそういった意図はなく、単純に載せるときに間違いといいましょ
うか、つけてしまったというのとつける内容になったということでございますので、言

われるように、わかりづらくなる、いろいろな言い回しがおかしいものですから、今後は統一させていただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） おっしゃったことはよくわかっておりますので、当然、そういう言い方だろうと思うのですが、でも、やはり、こういう公式な書類として残す場面には、公式な表現を使うべきだ。当然ですよ、どこでもそうやってるのですから。それをふだん我々が使うような言い回しに乗せて、それを提案するということがおかしいなど、そういう意味でありますのでよろしくお願いします。ちょっとそこでえらい時間を使いましたが、次へまいります。

幸田町は、今、話があったように、第6次総合計画に沿って1から6を決めたのですよね。その1から6の中に、これは1から6を読めば、これが町政全般であるということがわかります。1から6に入っていないものは町政全般にないわけです。こうすると、この町長におまかせという、幸田町が使っている町長におまかせというのは1から6のどこでもいいよという意味なのです。そうですね。1から6までに書かれた総合計画の1から6と同じなのだよと。だから、町長におまかせと言え、これは1から6の範囲で使ってくださいよということなの。ところが、そのような詳しい説明は申込書にもどこにも書いてないものですから、一般にほかの市町の申込書を読むと、町長におまかせという部分は、これはそういう意味じゃなくて、町長独自の町長のユニークなというふうなニュアンスに受けとめるんです。町長のニュアンスにですか。その町政全般という意味じゃなくて、町長のやりたいようにやってくれよと。思い切りここでお金を使ってくれと。町長のユニークさがここに出ると。そういう意味で、その町の思い、ユニークさが出るから、そういう意味で金を使ってくれというのが町長におまかせという意味なんです。ほかの市町のホームページを見ると。だから、何を7番にそう言おうとしているかという、これは町長のほうに期待してますよと。すごい期待しておる。今度の町長はこういうことをやるのだろうと、その期待感があって7番にみんな丸をつけるのです。それが26%なの、4億円です。それを幸田町はそうは解釈しませんよと。これ、1から6の中に全部入り込みますよというふうに解釈するのです。ちょっと、だから、申し込む人と、町の受けとめるほうとは全然意識が違うなということがいえます。これ、ほかの市町の申込書を読んでいくと、そのことがよくわかります。いかに幸田町は、その7番目の選択肢をつくったか。じゃあ、初めから、1から6の中で振り分けますよというのだったら、7番の意味ないじゃないですか。そうでしょう。7番の選択肢の意味がないのですよ、ねえ。再度、もう一遍そのところをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員言われることもよくわかるわけですが、この7番の町長におまかせ、特に指定なしと。この選択肢を設けました理由につきましては、今度寄附金の活用方法につきまして、町といたしましては、基本的には寄附者の意向に沿った形で使わせていただこうという基本姿勢を持っておるということでございます。したがって、寄附者の方には大きく6つに分類される町の事業の中から、意向を示していただきたいと考えておりますが、実際にはありとあらゆるいろいろな御意見をお持ち

の方というのがいらっしゃるということを前提で、議員の言われるように町長のやりたいことをやってくださいよと、期待していますよという方もいらっしゃれば、何に使っていただいてもいいですよと、言い方は悪いですが、インターネットショッピングをするぐらいのつもりでやられる方もあると。やはり、そのときに選択肢の中でこんな事業、あんな事業に使ってほしいという気持ちがある方もあれば、とりあえず何でも、どこかに印をつけなければいかんという方もあるということでございまして、この7番というものは設けさせていただいておるということでございます。

で、その1から6での選択肢だけでは迷われるということで、この特に指定なしという7番を設けて、寄附者の意向を無視して町が勝手に使うという考えはございしません。その特にユニークな事業と言われましたけど、なかなかそれも難しいところもありまして、基本的には1から6の事業に振り分けさせていただいて、通常できないような事業でも、そのお金を使ってやらせていただくというような考え方でおります。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） 一般の幸田町外の人が町に寄附してくれるわけですから、その幸田町外の方は第6次総合計画のあの文章を読んでないと思うのですよね。読むチャンスがないのですよね。1が何が書いて、2が何が書いてある。それが幸田町民は読みますがそうじゃない。ですから、町長におまかせという意味が、ニュアンスが、これは役場、我々が考えている1から町長におまかせというのと、寄附してくれる人が考えている町長におまかせとは意味が違うのですよね。町長がもうやりたいようにやってくれと、だから、4億何千万というお金を町に出してくれたんですよ。だから、町長が好きなように使ってくればいいから。そういう期待感があるのですが、それを、いや、違いますよとか。1から6まで割り振りますよと。それはちょっと、ふるさと寄附金の使い道として、ちょっとおかしいのじゃないかと僕は思って、あえて質問をしているわけでございますね。

ホームページは、ふるさと寄附金に関する状況の公表という部分をホームページ上載せてますよね。この我々の成果の説明書とはまるで違う観点で書いてありますよ。ですから、ふるさと寄附金がどのように使われたかという部分を読んでいくときに、ホームページとは、この我々が使っている成果の説明書とでは書いてある内容が違いますね。なぜ、こういうふうに2つの観点のものを公表しているのか、そのことについてもお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、この基本的には事業、町で行っておる事業につきましては、この1から6、このどれかには基本的には該当するという事業になってくると、どれかには割り振られるというものでございまして、あえて言われるような、その町長におまかせでこんな事業ということであらうとあっておらず、その中のいろいろな事業の中でやらせていただくという考えでおりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ホームページとこの施策の成果、こちらの公表の内容が違うということでございしますが、まずはホームページのふるさと寄附に関する状況の公表、こちらにつきましては、寄附をしていただいた方にお礼の意味を含めて、どんな目的で幾ら使われた

かをお知らせするために公表しているということでございます。それに対しまして、施策の成果の説明書につきましては、この47ページと、あと216ページにふるさと寄附に関する内容が掲載しておりますが、施策の成果の説明書は決算資料でもございますので、まず、47ページにつきましては、上段に財源としての入湯税や都市計画税、こちらの使途が記載されておりますように、ふるさと寄附金についても同様に財源として、何に幾ら使ったかということをはっきりと明らかにするために掲載しているというものでございます。

216ページにつきましては、歳入としての寄附金がどんな目的で、今、幾ら寄せられたかを明らかにするために掲載しているということでございます。このようにホームページにつきましては、寄附していただいた方への情報提供として、その金額と主な使い道、こういったものを写真で紹介をさせていただくというような形にしておりまして、それから、施策の成果の説明書につきましては、決算の附属資料として掲載をさせているという点で意図が違うということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） はい。寄附の総額が16億円余りですね。返礼品等でこの経費がかかったというのは経費が載っておりますね。これは8億円だと、ざっとですね。そういうことで、その返礼品等の経費が総額の48%に相当しますね。このまま計算すると、16億円中の8億円使っているわけですから、割り算すると48%になるのですね。この寄附額に対する割合はどうであったかなという部分ですね。今、いろいろ言われますよね。何%以内にせないかんとか、そういうこともありますので、あらゆる返礼品を返すためには、総額の48%が返礼品用の金になっちゃうのだと思ったのですね。もっと実際に幸田町は寄附額に対する返礼品の割合というのはどのぐらいであったかということをお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 寄附額に対する返礼品の割合ということでございますが、こちらにつきましては、昨年の途中から3割以下にさせていただいたということもございまして、協議会でも少し説明をさせていただきましたが、この8億円のうちの返礼品の発送業務に関するものというのが約6億円ということでございまして、昨年度につきましては30%、この返礼品業務、発送業務の中には郵送料、こういったものも含んでおりますので、そういったものを除きますと、昨年度は33%から4%ぐらいであったというふうに理解をしております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） それで、この8億円。8億346万4,000円というのは、一生懸命、分厚い決算書を読んだのですが、この8億346万4,000円という数字が、決算書の中で僕はちょっと字が小さくて見つけられなかったもので、どこに書いてあるのかちょっと教えていただきたいことと、この経費はどこからどの割合で、この経費が、8億円が捻出されたのかということもお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、決算書のどこにということでございますが、決算書でい

きますと71ページの総務の管理事業の中に含まれてくるということでございます。その内訳につきましては、前回その協議会のほうの資料でつけさせていただいたというのは内訳になっておるということでございます。

あと、この経費の出どころということでしたね、済みません。この経費につきましては、前回の寄附金の中から、まず、この経費のほうは出させていただいておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） 7番の町長におまかせの部分で4億円あるものですから、残りをどこか、その1から6の中に入ったのから抜いたのかなど。それで8億円を捻出したのかなというふうにも私はとったのですが、その正しい数字ですね。8億346万4,000円。多分これは端数がどうなっているかわかりませんが、その数字は、この決算書の中の何ページのどこに書いてあるということがわかれば教えていただきたいと思うのです。ところどころ、その似たような数字があるけれども、正式にこの数字に近いものが出てこなかったものですからお聞きしております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） このふるさと納税ということで1個事業は起こしてないものだから、先ほど言いました、その事業の総務管理事業の中で含まれておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君。

○8番（中根久治君） ふるさと納税返戻金の経費として8億346万4,000円という金額が説明書に出てきますよね。説明書に出てくる金額は、これは当然決算書のほうへ出てくるべきだと思うのですが、その数字を見つけることができなかつたので、何ページですかというふうにお聞きしたの。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 決算書の中では、先ほど言いました、その71ページの総務管理費の中で出てくるということで、その中に今、ふるさと納税返礼品ということなのですが、こちらについては決算書でふるさと納税の返礼品の金額は幾らかという数字は決算書には個別には載っておりません。この中に含まれておるといふ形になっております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この決算をどういう立場から検証をするかという点で、検証をする基準は施政方針、施政方針に従って、じゃあ、この年度の決算がどういうふうに行われたのか、展開されたのかという点からついて、どういうふうに見ておるのかどうか。あっちゃこっちゃ見てるものだから、私の言ってることは聞いてへんじゃないか。いろいろなことばかりやってるものだから。もう一遍言うか。この決算書、あるいは決算をどういう立場から検証するのか。その立場というのは施政方針でしょ。その施政方針から見て、この決算書の、あるいは決算の内容をどういうふうな内容で検証できたのか、

この点であります。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この平成29年度の施政方針の中での当初予算のキーワードといたしましては、未来の笑顔につながる環境づくりということで、町税が落ち込む中、その財政状況は厳しいという中で、若い世代を中心とした人口の増加だとか、それから障害のある方や高齢者の方への対応が喫緊の課題というふうに捉えて、町民会館の老朽化への対応も重要な課題だというふうに受けとめ、実効性のある施策と予算を編成して、本町の持続的発展と町民の皆様の未来の笑顔につなげていきたいという思いから、こういったキーワードということでつくられておったというふうにまず理解をしております。

そのまま、施政方針の内容から、ことしの事業、決算の内容といたしましては、この若い世代を中心とした人口増加への対応といたしましては、坂崎小学校の校舎の増築だとか、それから多世代交流施設の整備、こういったことを主にやってきた。それから、障害のある方、高齢者の方への対応ということにつきましては、基幹相談支援センターの設置だとか、成年後見支援センターの設置、こういったこともやってきた。それから、町民会館の老朽化、こういったものにも音響の照明設備の改修など、これも多額の費用がかかりましたが、こういったことも実施してきたということで、いろいろな事業を行いまして、この未来の笑顔につながるまちづくりに向けて、精力的に取り組んできたというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 施政方針は、昨年3月2日、発表をされておりますし、その内容については議会の中でも議論がされてきた。こういう内容であります。そうしたときに、今、あなたもそつと言われたけれども、要はこの中で、私が注目するのは企業収益の減少等の影響により、法人町民税の減少が見込まれる。オオカミ来るぞ、オオカミ来るぞと叫んだわけだな。町税が減少するよ、減少するよと。だから、町民の要求とか要望なんかは控えをやれよと言って、オオカミが来たか。オオカミが来たか、ここで言って。減収が見込まれますという中でどういう決算を打ったのか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） はい。法人町民税につきましては、前年の決算から大きく落ち込んだ決算となったということで、私ども当初予算で見込んだ数字を、多少は上振れはありだったものの、ほぼ見込んだとおり、大きな落ち込みになったという決算であったということで考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは企業の業績ということより、企業の会計上の問題でしょう。大企業が操業ががばつと落ちて、税収がだつと減ったと、こういうことじゃない。決算が今いろいろな手法がある中で、その決算をうまく使ったと。決算手法をいろいろな手法を使ってやった結果だ。じゃあ、その企業が減収・減益なのか。ちゃんと帳じりを合わせておるじゃないのか。だから、帳じりを合わせておきながら、こういう施政方針で町がそういう企業がどういう姿勢でどう取り組んでいるかということを見てるか見てないかはわかりません。使い勝手がいいように、オオカミ来るぞ、オオカミ来るぞと言っ

て、萎縮をさせるという点でいけば、この29年度予算を組んだ当時の町長のしたたかさ、極めてしたたかだ。こういう点が見て取れるわけですが、そういう見方はどうでしょう。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） したたかというよりも、この29年に関しましては、28年と比べて大きく落ち込むであろうということで、当初予算でも見込みました。今、議員言われましたように、町内の大手自動車関連企業、こちらのほうが町にとっては大きな税収の柱になっておりますが、こちらのほうでそういった引当金の実現をされたということ。それとまあ、やはり円高、こういったものにもよります減収・減益、こういったものもございました。そういったこともありまして、こちらのほうもほぼ納税のほうは期待できないというふうなことを思っておりましたが、若干の上振れはあったということでございますが、そのオオカミ来るぞという話ではなくて、こちらにつきましては、ほぼ見込みどおり、やはり、納税のほうは期待した以上のものは大して来なかったというのが現実でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私が申し上げたいのは、当初予算を見込むに当たって、施政方針で、オオカミ来るぞ、オオカミ来るぞという形で萎縮をさせる。そして、年度末の決算できれば、いろいろな情勢変化があったにしても、じゃあ何のためにオオカミ来るぞと言って町民を萎縮させたのかという、結局、予算編成と行政の進め方の問題ですよ。こういう点を捉えると、まさにこの決算の内容と施政方針の間には相当な乖離があるというふうに私は見ます。いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 相当な乖離とは言われます。確かに税金については、今回は大きな乖離はなかったと。当初予算で見込んだ数字より若干上振れした程度だということでもございました。ただ、先ほどにもありましたが、ふるさと納税だとか、こういったものも好調であったということで、財源的にはある程度は確保できたということでもございますが、実際の税収としては、かなり厳しい税収であったというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いろいろ言われるけど、要は井勘定でしょ。町の財政、法人町民税もあれば、個人町民税もある。都市計画税もある。固定資産税もある。ふるさと納税もある。軽自動車税もある。いろいろあるけれども、入ってくる品目、名目はいろいろあっても、結果的には井勘定で、トータルでどうなのだということなのですよ。で、トータルでそうなのだといったときに、施政方針の中でオオカミ来るぞ、オオカミ来るぞと言って萎縮をさせる。そういう中で、では、どういう表題がついたのか。あなたの言われたように、ともに育む多世代が生き生きできるような町を目指していると、こういうぶっかけをやったわけだ。そうしたときに、その決算の内容が、具体的にどう表現が決算の中で表現されているのか、こういうことだと思うのですよね。そういう検証はされたのかと。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 特にこの法人町民税に関しましては、この過去の数字を見ていただきましてもそうですけれども、この法人税割りについては、26年度は19.4億ぐらいあり、27年度はそれがたんと落ちて4.1億になったと。それから、28年度はまた上振りして82億になり、この29年度は1.7億ということで、また大幅にダウンしたということで、この法人税割りにつきましては、本当にアップダウンがあるというのは、これまでの法人税割りでございました。で、今回の町税の当初予算につきましては、78億6,900万円という当初予算を組んで、最終的な決算額は80億7,000万円ということで、2億円ぐらいの上振れは確かにございました。その中で、その法人の過年度の分で6,000万円だとか、そういったものもあり、それから各税目で1,000万円だとか3,000万円ぐらいずつ、多少上振れした分があったということでございますが、この決算額で80億というのはかなり厳しい決算額であるということで町としては考えております。実際には、いいときは90億円以上あったということですが、この近年を見ましても、やはり70億台ですと相当厳しい、やりくりが厳しい町税であるというふうに考えており、80億台でも、80億ぎりぎりですと、かなり厳しいであろうという状況にはあるということでございまして、これだけ法人町民税が落ち込んだということでございますので、実際に税だけで考えれば、かなり厳しい年であったというふうには考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 税のことであるというのは法人町民税にかかわる税制が変わりましたよね。そのときに幸田町ががぼっと取られちゃったわけだよ。ほかの市町は不交付団体と。財政力指数が1.0を上回るころについては、国のほうがみんな国のにして持っていったじゃなか、ねえ。やっぱりそういった点は国のほうの政治に対して、きちっと物を言わないと、自民党の悪政党、公明党のよいしょよいしょが地方財政を大変な状況に持ち込んでおる。そうしたときに税制そのものが変わってきたときに、じゃあどうするのかと。まあ、こんな5万人足らずの小さな町のところは幾ら変わったって頑張ったって、それはなせる抵抗ではない。ただ、物事を見るときに、制度として変わった問題というものが我が町だけの特例だよというような形、それからもう一つは先ほど申し上げたように、財政力が1.0を上回ると、ああ俺のところは裕福だ、裕福だと、みんな提案していくと。あるいは本来出るものが出ない、補助金につかない、負担金も減らされると。こういう中で、こういう決算を打ったと。こういう決算を打ったわけだ。決算が。決算というのは事実経過の中で来たときに、じゃあどうなのだと。厳しいというだけで、泣き言なら幾らでも言えるわけだ。先の見通しのない楽観論を申し上げよということとは言っておらん。ただ、この中で言ったときに、まさに泣き言だけでいいのかということと、後ほど監査委員にもまたちょっとお聞きをするけど、今の町の財政状況と決算の内容はどうなのかという点が出てこない次のステップが出てこんですよ。要は次のステップというのは10月15日になりますと。町長が来年度の予算編成の方針を出すわけだね。そういう点から、そこに反映されるものを決算の中で生み出していく、つくり出していくということがなかったら、出たものだけをいいかどうかは一緒だったら、これ一番楽だわ。ここらの決算というのは、この中で、町長が10月15日付で、

予算財政方針という決まりがあるな、指針。その中で町長が来年度予算編成についての論陣を張るといふものに反映させていく、影響させていくようなことをしなかったら、あれもいい、これもいいと、出たものをちらちらちらっと言ってるだけ。これは議会のほうはそんなものは寝てればいいわけだ。議会は寝てれば、それは事は済んでいくわけだ。時は過ぎていくと、何もないという中で、じゃあ、この補正予算及び施政、決算をどうやって見ながら、来年度予算に反映させていく、こういう点ではいかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員言われましたとおり、一部国税化の影響、こういったものも、もちろんございます。それから、不交付団体いじめ、こういったものも国のほうはしっかりやってくるということでございます。先ほども少し説明しましたけれども、ことしにつきましても、ほぼ税収は見込みが当たっておったといえますか、見込みどおりであったということですから、的確な見込みをやはりしていくということがまず第一かというふうに思っております。来年につきましても、割合につきましても、その税収の見込みによって比較に行い、財源のほうをしっかりと確保し、その財源で計画を立てていくということになりますので当然施政方針の中でも、その財源に見合った事業計画というものをしていくということになってまいりますので、私どもとしましては的確に見込んでいくというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうしてもまだぬるま湯だな。ぬるま湯でかきまぜてもぬるま湯はぬるま湯だ。熱湯をかきまぜていけば、少しはやっても体にはこたえるということ。しかし、それはない中でぬるま湯を右から左、左から右へ回したって、ぬるま湯には変わりはないという点からいくと、率直に申し上げて、私は今の状況、幸田町ずっとそうだけれども、財政力豊かだ。財政力豊かだったと。町民もみんなおとなしい。議会は寝てるだけだ。こういう中で、あなた方はやりたいことをやっておるけれども、さしてやりたいことをやったなというのがないわけ。日暮れ腹減りと、こういう論がある。こういう見方もある。そこで、監査委員にお聞きするけれども、意見書を出していただきました。その要は25ページの後段から27ページ、最後のページですわ。これ1回結びに変えてというのがあります。で、結びに変えてという形でそろそろってって、こんなに長いことやらんでも、そんな難しいことをやるの。要はここでいきますと、今後の行財政運営に当たっては第6次幸田町総合計画の中で示された、みんなでつくる元気な幸田と、この実現に向けて積極的な行財政改革を推進するとともに適正な公金支出、適正な事務処理に努められるようにと、こういう意見がついております。

これで、ずるずると読んでいくと、全体は事業報告みたいなことなのでね、本来これは行政がやるべき。こういう決算書ができたみたい。決算意見書、以前、幸田町はぺらぺら、1枚か2枚だったな。それじゃ余りにも寂しいよと言って、議員のほうから、碧南の市議会はすごい立派なものを出しているよと言って、これが見本だと。この見本を見て、監査委員がここまで、一つは分析されるのはそれで結構だけれどもということ、要はこの中で私が捉えたいのは、監査委員のまとめとして、さらさらさらって読んでいくと、まさに幸田町が行財政運営、上でき論だな。こんなところに落ちつく見方が

あるわけ。そこら辺はどうでしょう、監査委員。

○議長（杉浦あきら君） 監査委員。

○監査委員（山下 力君） 総括的な意見という中で、予算の執行等についてはおおむね適正というふうな書き方もさせていただいているのですが、このおおむね適正という意味は、必ずしも全体が正しい問題がなかったということではなくて、指摘すべき事項はいろいろありました。まあまあそれをもってしても町全体としては、大きな問題になるようなことはなかったという意味でおおむね適正と。意味合いとしてはそういったこととございます。必ずしも問題がないということではなく、先ほど来ありますように、厳しい財政状況の中で、今後、社会福祉関係の費用の状態だとか、それと見込まれることについては行政改革の関係でいろいろ御議論いただきました内容も踏まえて、しっかりとした対応をしていかなければまずいだろうという意味で書かさせていただいております。以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間もありませんが、決算特別委員会でやりますけれども、要はこの監査報告の中で、結果的には上でき論に終わっております。しかし、監査委員法が改正をされる。その中でたまたま幸田もそうです。たまたまと言っていいかわかりません。幸田町も経過措置があるよと。議会選出の監査委員はもう要らんと。すぐ切れると言ったって任期があるので、こういったこの自治体も次の任期が来て、新しく選ばれるときには議会選出の監査委員は選ばないよと。これは事情が変わったわけだ、法が。幸田町もそれをよしとしてやってきた経過もある。そうしたときに、じゃあ、なぜ変わったのか。監査委員が当局の監査をするのじゃなくて、当局をよいしょ、よいしょしていくような監査がある。その中に2人監査委員のうちの1人が議会選出だということになると、ちょっと遠慮があるな。筆が鈍ると。これは監査という本来の趣旨から外れていくということになるわけだ。そういう中で、今回、そうしたいろいろな指摘もしてきたよと言われる。その指摘の中に幸田町の行政を特徴づける、借地行政について、どうされたのか。今回の議会の中でも議論がありました。町民会館の調整池の借地をめぐって、いろいろな問題が出されてきておると。これも借地なんですよ。幸田町の借地行政を特徴づけるという点でいきますと、施策の成果の説明でいきますと85、86ページに書いてあります。こうした点で、監査委員として、こういう極めて不正常的な状況の借地行政について物を言われましたか。

○議長（杉浦あきら君） 監査委員。

○監査委員（山下 力君） 借地の問題については定期監査、あるいはその決算審査等、あらゆる場において、状況については確認をさせていただいて、どういった形で買い取り、あるいはその借地料の値下げですか、そういったことについて取り組んでおられることについての確認をさせていただいております。なかなかいろいろな事情があつて、難しい案件もたくさん残っておるわけですよ。引き続き、注目していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幸田町の行政を特徴づける借地行政、前の町長はそれなりの考え方、それがいいとか悪いとかいうことを申し上げるつもりはない。成瀬町長、この決算の説明書にもありますけれども、年間4,300万円、約12万5,000平米、これだけの借地を抱えてきている。そのことについて、まず基本的な考え方が、今後どういう方向性で進めていくのか、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 借地料については、是正に向けて取り組まなければならないと思っております。山下監査委員等々からも決算審査の講評等におきまして、多額の借地料は財政運営に大きな負担であると。買取だとか、返却、あらゆる角度から地権者に対しての現実的な提案をしながら、粘り強い交渉を続ける中で借地料については解消に努めるというような決意で臨んでいかなくてはならないと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 質問者に申し上げます。発言時間が残り1分ですのでよろしくお願いたします。

○14番（伊藤宗次君） はい。時間は有効・適切に使っていきたいと思います。

要は、前の町長はこの借地行政、若干切れちゃったけど、もう一切今後は借地はせんと。今ある借地は買い取りをする。売ってくれなかったら、もう返すと、基本的なスタンスがきちっとしたのですよ。できるだけないほうがいいなという、曖昧なことではない。要はそういった点で借地行政をどうするのかということですよ。基本的に右か左かということなのです。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 借地については、今、お話にありましたように現実的な対応というところでなかなかうまくいかないところありますけれども、基本的には買い上げていくという姿勢でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 済みません。先ほど丸山議員の御質問の中で、本算定の後の本町の課税状況のという数字のことをお尋ねいただいたところですが、ちょっと私のほうが見た資料の認識がちょっと違っておりまして、まことに申しわけございません。まだ30年度の部分についての、この賦課状況についてのランキングというものがちょっとまとまった表にはなかったものがないということでございまして、喫緊のものは事前要求資料の92ページのところに載っております数字、こちらのものが最新のもので該当するということでございます。そこの中におきましては、一人当たりの調定額は本町は県下で12位ということでございます。そして、もう一つ、一世帯当たりの調定額というものに関しましては7位という状況になっているということでございます。

もう一度申し上げます。一人当たりの調定、29年度になります。一人当たりの調定額は本町は12位でございます。一世帯当たりの調定額につきましては、本町は7位ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 法人町民税についてもお聞きをいたします。

先ほどの総務部長の答弁の中で、法人町民税については若干落ち込んだ程度だよと。ほとんど変わらない。当初予算で見込んだとおりだよということで、この中で見ますと、そのとおりになっているわけですが、しかしながら、監査委員の結びという、その点で、その中では法人町民税の大幅な減収によるというようなことで結ばれているわけでございます。これは過去からのずっと一連の法人町民税の推移の中でそのようなことを結びに当たっての中で述べられたというふうに思うわけでありまして、また同時に法人町民税の一部国税化、こういう影響もあるということの中で大幅な減収というようなことかというふうにも分析をするわけでございます。そういう中で、幸田町の法人町民税、これは全国でもそうでございますが、6%になってしまうということで、この分をどうするか。自主財源の確保として、本来、超過課税を課税しながら、自主財源の確保、この一つの方法であるわけでございます。そうした点で、法人町民税における自主財源の確保の対策、これについてやるべきではないかというふうに思うのですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 私の先ほどの説明がちょっとまずかったかもしれませんが、当初予算の見込みに対して、それほど減収はなかったということでありまして、対前年度としましては、約6億円、法人町民税は減収をしておるということですので大きな減収はあったということでございます。

今後、税率が6%に今のところ、来年の秋からなっていくというふうに法律上なっておるということございまして、その超過税率、こういったもので実財源の確保をしていくべきではないかという御意見でございますが、その超過税率というのも一つの確保の方策としては当然あるというふうには考えておりますが、実際に超過税率をやるに当たっては当然、特段の事情、こういったものがあれば、その超過税率を行うことができるというふうに、総務省のほうは毎年、超過税率を行う場合においては、超過税率が納税者に対して、通常以上の負担を求めたものであることを踏まえ、納税者に対して十分に説明を行い、理解を得るべきものであることということで通知を出されておるということで、当然、この超過税率をしてはいけないということをおっしゃるわけじゃないですが、特段の事情、要するに標準課税によらない場合は御理解をいただける特段の事情が必要だということをおっしゃるということでございます。その分で、じゃあ幸田町は特段の事情に該当するのか。確かに、この平成29年度の決算を見ますと法人町民税が大きく減収をしたということで税収、町税としましても80億ちょっとというところまで落ち込んでしまったということございまして、非常に厳しい財政状況にはなっておることはあります。ただ、その中でも幸田町につきましては、不交付団体であ

るということをまずは。不交付団体であり、基本的には、指數的には財政指数が1を超えておる団体ということで、全国でも数少ない団体の一つであるということが一つ。それから、昨年度につきましては、ふるさと納税がかなり好調であったということで17億弱というふるさと納税をいただいたと。このような現在、状況の中で、超過税率、要するに特段の事情ということで、企業に対して説明ができるのかという状況でございます。やはり、実際に企業にも、それだけの負担を強いていくということでございますので、当然、必要に応じて、これはまた将来的には考えていきたいと思っておりますが、現時点でそれは特段の事情まで当たるかという、なかなか説明は難しいかなというふうに思っておりますということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 特段の事情がないから企業に負担を求めていくのは難しいというふうに言われますけれども、しかしながら、不交付団体ということで、本来国が負担しなければならないものも町として自主的に負担しなくてはいけないよと、こういうようなことも本来であれば、これは全国どこの市町村でも交付団体ならば、あるわけですよね、国のほうが。ところが、不交付団体というだけでないということで、それ以上に負担が求められる、これは特段の事情にほかならないのではなかろうかというふうに思うわけですよね。ですから、そうした点で、じゃあ不交付団体のところが超過課税を実施していないかというところではないわけでありまして。また、同時にふるさと寄附金につきましても、これはいつまでも続くわけじゃない。そういう中で、やはり自主財源をどうやって確保するかというのはそれぞれの市町村で考えていく事柄、それにはやはり、きちんと法律で保障されている超過課税、これをやはり企業に応分の負担として求めていくべきものではなかろうかというふうに思うわけでありまして。幸田町の中でもやはり、子育て支援というふうで、どんどんお金も必要になってくるわけでございます。子どもたちの教育環境の整備とか、いろいろな意味におきまして、やはり住みやすいまちづくりを進めていくにおいても財源が必要でございます。そうした点におきまして、やはり町内の企業に対して、応分の負担を求めていく必要があるのではなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） そうですね。全国の不交付団体、その中で超過税率をやっている団体というのは確かに標準税率をやっておる団体が35、超過税率をやっている団体が40ということで、不交付団体の中でも超過税率を実施している団体のほうが多いというのが確かに現実にはありますが、ただ、それはほとんどが関東地方で行われておるということで、それ以外の地区では超過税率をやっているのはわずか9団体しかない、全国で、関東地方を除けば。そういうことで、不交付団体の中でやはり一般的ではないのかなというのはまず1点ございます。愛知県内で見ましても愛知県内の不交付団体17ありますが、そのうちの16の団体は標準税率で行っている。1件、小牧市のみは超過税率で行っているということですので、不交付団体ではなかなか一般的ではないというのが一つの考え方でございます。それと、先ほど言われました不交付団体であり、本来、国が負担すべきものを自治体が負担をさせられておるという部分、確かにございま

す。そういったものが確かにございますが、そのような特段の事情、町にとっては特段の事情かもしれませんが、企業に理解をしていただける特段の事情になるかということです。企業にとっては、それは企業の特段の事情には当たらないと。町としては、そういう言い分はもちろんありますけれども、なかなかそれで企業に納得いただくのは難しいのかなというふうには今のところは思っております。それと、ふるさと納税、これで先ほども説明しましたが、とりあえず、その29年度につきましては、そういった喫緊の状況までは行かなかつたよということではございますが、これもいつまで続くかわからないと。確かにそのとおりでございます、財源は必要です。ですから、ただ今、現状としましては、このふるさと納税、こういったものの財源を活用して、財政運営のほうをさせていただいておるといふ部分がございます。ですから、今の現状では、まだ超過税率までは考えていない。もちろん、その一端のふるさと納税の制度、幸田のほうはなくなってしまうとか、また特段の事情がいろいろ起きたときには当然検討させていただきたいと思いますが、現状ではまだ超過税率は考えていないということによりお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町の姿勢では実施するのは、やはり町の姿勢ではなかろうかというふうには思うわけでありまして。来年、消費税が10%になる。そのときには、法人町民税の税率が6%になるという、これはやはり、今現在、まだ9.6%でありますので、まだまだ深刻さが幸田町の中に伝わってこないということではなかろうかというふうには思います。ですけれども、来年から6%になったら、これがもうずしっと重くのしかかってくると、減収がのしかかってくる。こういうのに町として、ただ、手をこまねいて見ているだけなのかというようなことが指摘できるかというふうには思います。きちんと保障されている超過課税を実施しながら自主財源の確保、これに努めるべきではなかろうかということをお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 確かに超過税率、これを行うことによりまして、財源の確保とすることができるものでございますので、財政運営上は本当はやりたい部分は当然あります。ただ、今の現時点で、それはまだ検討の段階であるということではございますので、また、その特段の事情が発生したときには、またよくよく検討させていただきたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第8号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第9号の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま議題となっております第40号議案から第45号議案までの6件は会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る9月25日までに取りまとめ、9月26日の本会議で報告願います。

委員会の会場はお手元に配付のとおりですので、よろしく願いいたします。



日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、決算特別委員会設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第9号までの9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、平成29年度決算認定の9件は、議員15名を決算特別委員会委員に選任し付託することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。委員長の互選は9月13日、木曜日、午前9時より議場においてお願いします。なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定によ

り、年長委員であります11番、池田久男君にお願いいたします。

審査の結果は9月25日までに取りまとめ、来る9月26日の本会議で報告願います。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、9月11日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。

よって、9月11日の本会議は休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、9月11日の本会議は休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会といたします。

本日は長時間御苦労さまでした。

散会 午後 2時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年9月10日

議 長

議 員

議 員